

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	令和6年度 第2回河内長野市子ども・子育て会議
2 開催日時	令和6年10月3日(木) 午前10時から
3 開催場所	河内長野市役所 802会議室
4 会議の概要	<ul style="list-style-type: none">・開会の宣言・子ども部長あいさつ・会議・議案<ul style="list-style-type: none">案件1. 河内長野市子ども計画(素案)について案件2. 河内長野市子ども計画策定のスケジュールについて案件3. 連絡事項・総評・閉会
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) 子ども部 子ども子育て課 (内線158)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

(令和6年度) 第2回河内長野市こども子育て会議
議事録

開催日時	令和6年10月3日(木) 午前10時00分~12時00分
開催場所	河内長野市役所 802 会議室
出席者 (委員)	会長 渡辺 俊太郎 会代理 河野 清志 委員 古門 久美子 委員 吉田 恵 委員 富岡 祐子 委員 藤井 さやか 委員 上田 雄三郎 委員 安本 親之(欠席) 委員 九星 静 委員 北野 良和 委員 飯田 裕香 委員 吉田 妙子
次第	1 河内長野市こども計画(素案)について 2 河内長野市こども計画策定のスケジュールについて 3 連絡事項
資料	資料1 河内長野市こども計画【素案】 資料2 河内長野市こども計画の概要 河内長野市こども子育て会議委員名簿 河内長野市こども子育て会議条例

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
	開会
事務局	【部長あいさつ】 【資料確認】 【会議成立の報告】
会長	【次第1 河内長野市こども計画（素案）について】 それでは、私の方から議事を進めます。案件1「河内長野市こども計画（素案）について」事務局よりご説明をお願いします。
事務局	【案件1 河内長野市こども計画（素案）について 資料1の説明】
会長代理	今回の計画から「こども」がひらがな表記となっていて、心身の発達途上にあるものとして「若者」がありますが、ひらがな表記の「こども」は18歳未満を表すとして、「若者」がどこまでが対象に含まれるのでしょうか。
事務局	国で明らかに示されているわけではありませんが、こどもは18歳未満を想定しています。若者は、心身の発達ということで、本市としては40歳未満と考えており、この計画の策定にあたりアンケート調査もしましたが、若者の年齢についても39歳までで調査をしております。
会長	資料10ページで、男女別、年齢別にみると、15～39歳で大幅にマイナスになっており、0～14歳はプラスでこどものいる世帯は一定流入していますが、若者世代が転出しています。このあたりの対策などがこの計画にどのように反映されているか教えてください。
事務局	データにも出ているように、22～24歳を中心に、15～39歳でマイナスになっています。これに対する具体的な取り組みはこの計画には書いてはいないのですが、関連しているであろう項目として、基本目標4の59ページ、施策の方向5の子育てを支援する生活環境の充実、良好な居住環境の確保、公園等の整備などで、子育て世帯を中心とする若者の転入促進と転出防止ということで、今回西野新市長がこども子育て支援施策を新たに重点的に進めたいということで考えていますが、このあたりの市長の意向や考えも受けて、今後の予算編成をしていくことになると思います。 その中で具体的にどういった施策をするかということですが、この計画では細かいところまでは記載せず、方向性として若い世代の転出の防止と転入を進めていきたいと考えています。
会長	転出した人にアンケートをしているわけではないので、はっきり理由はわかりませんが、どういう事情で転出するのかを疑問に思いました。

事務局	おそらく、就職のタイミングで本市から転出していると考えているところですが、ある一定のこどもの転入人数も増えてきているのかというところでは、子育て世帯が入ってきているとは分析しています。
会長	子育て世帯が入ってきているのはいいですが、就職で出ていくということは市内で就職する魅力が感じられないことかとも思いました。
事務局	本市では赤峰市民グラウンドの産業用地化を進めていますが、市内で働いて就職できるような場を提供することや、市内の事業者が協力して、本市で働きたいと思うこどもや若者への事業所を紹介する取り組みも担当課ではやっており、転出せずに市内で就職できる取り組みもしています。
会長	他にいかがでしょうか。
委員	<p>最近では少子化になって、生まれる子供が減っている中で、赤ちゃんが生まれる家庭が転入してきたときに、地域をあまり知らない人で、小学校にどこに行くとか幼稚園がわからないといった家庭がよくあります。</p> <p>その中で、「あいつく」の「いのちはぐくむ交流授業」として、小中学校へ出前講座で行き、中学生くらいだと弟や妹もない中で、地域の赤ちゃん和交流する場として、近所に暮らす赤ちゃんを抱っこするようなイベントをしています。</p> <p>そういう中で、地域で生まれた赤ちゃんや、どういう人が住んでいるとか、中学生のお兄ちゃんお姉ちゃんがいることがわかるとか、そうした総合的な交流を計画していて、私たち民生委員・児童委員協議会の活動でもありがたいと思います。中学では最近不登校が多いと思いますし、ソーシャルワーカーの支援もあるでしょうが、そういう人も学校に出てきてもらって授業に参加できる体制づくりや、この時代になってタブレットやスマホで家にこもっている中学生が多いところで、そのこどもを学校の授業でいかに義務教育を卒業できるまで頑張ってもらいたいと日ごろから思っています。</p>
委員	<p>地産地消の推進ということで、給食で市の食材を活用しているということですが、給食だけでなく、河内長野のお米はとてもおいしいです。</p> <p>お米がおいしいというのは結構な誇りだと思いますし、米だけでなく野菜もおいしいので、田畑がなくなってしまうようにしていただきたいです。</p> <p>地方なら、会社経営のようにして田畑を運営している話も聞くので、指導者がいて、参加できるような形とか、市が米をなくさない、自給自足や外に売り出せるように発展できると楽しいと思いますし、それに興味を持ってくる人も今ならいるのではと思います。</p>
会長	誘致も大事だけれども、今あるものを支援していくのも大事な視点かと思います。
委員	ジェンダーについて、私の娘の学年のこどもで、見た目は完全に男の子で中身は女の子で、小学校のころから親も本人も認めていて、体育も違う部屋で、という

	<p>子がいました。</p> <p>中学でもそれが普通で、明るい子であり環境も良く、今は大学4回生で教師になるということです。</p> <p>それはうまくいった例ですが、もっと人数が増えると、親が認めたくないということもあるでしょうし。</p> <p>親からの相談や現場でどうしているのか、また何か相談があるといったことがあれば教えてほしいと思います。</p>
会長	相談窓口のようなものはありますか。
事務局	<p>ヤングケアラーの問題など何でもいい「こども相談総合窓口」を市役所のこども子育て課内に置き、直通の電話を広報でも案内しており、いろんな相談が来ています。ジェンダーに関する質問があったかどうかはわかりませんが、ちょっと困ったりわからないことは、どういった質問でもいいですし、本人だけでなく保護者でもいいので、相談をいただければ、窓口だけでなく適切なところにつなげるような取り組みはしています。</p>
会長	こども相談窓口にはこどもの相談は来ますか。
事務局	<p>以前はヤングケアラー相談窓口となっていました。この4月からは総合相談窓口になっており、9月までに17件、3歳から高校1年生までのこどもについての相談が来ています。</p> <p>こども自身からの相談はないですが、学校に行けていないとか、発達特性とか、交友関係に関する相談を受けています。</p>
会長	<p>保護者の相談が多いでしょうが、こども・若者の声を大事にするという方向があるので、こどもからの相談もなるべくしやすいような手立てを含めていく必要があるかと思います。こどもにこういう窓口があるという通知はありますか。</p>
事務局	<p>例えばこどもの窓口があるというのは市の広報誌などには掲載していますが、こどもの目に届くチラシの配布なども考えていいかと思います。</p>
会長	<p>私は中高にも行っていますが、こういう相談ができる場所があるというポスターが校内に貼ってあることもあります。</p> <p>広報も大事でしょうが、いつでも目に付くわけではないので、何か困ったなという時に目に入ることが大事かと思いますので、検討していただければと思います。</p>
事務局	教育委員会と相談したいと思います。
会長代理	19ページからのアンケート結果の中で、特に力を入れて反映した部分がどこかを教えてください。
事務局	例えば希望するこどもの数について、経済的な影響もあって、もう一人持ちたいという人が少ないというところで、いわゆる経済的な支援として、基本目標4の

	<p>具体的取り組みの3として、10月から始まっているところですが児童手当制度の拡充の広報などを挙げています。</p> <p>また、基本目標3で楽しく子育てに取り組める場の提供、子育ての不安があっても相談できない問題があるということについて、従来から取り組みもしていますが、新たな事業として子育て世帯訪問事業、親子関係形成事業等の新しい事業が創設され、この計画にも盛り込んでいるところです。</p> <p>さらに、こども・若者の支援としては、アンケートの中で将来に明るい希望が持てないということや、こどもの権利について、支援機関について知られていないという結果もありましたので、そういう課題を認識して、こども計画の中でも周知徹底について盛り込んでいます。そういったところで、具体的にこういうことをするという施策名までではないですが、取り組みとしてはニーズ調査の結果をもとに可能な限りこの計画に反映しています。</p>
会長	他にはいかがでしょうか。
委員	<p>希望するこどもの数についてですが、希望する人もいらっしゃると思いますが、経済的な理由だけではなくて、産みたくても埋めない、不妊治療もされている人がいます。</p> <p>そういう人への支援、助成金が出たという情報も聞いたのですが、こどもを希望するができない人に何かできることは、この計画の中には入っていないでしょうか。医療の分野かもしれないですが、そういうものがあるといいというか、情報も少ないデリケートな問題で相談しにくいということもあると思うので、そういうところの支援もできればいいと思います。何か河内長野独自ではなくてもいいですが、していることはあるでしょうか。</p>
事務局	この計画の中の47ページ②の妊産婦への支援の中で、出産を望むに対する支援について記載しています。また、今回こどもファミリーセンターということで、妊産婦から子育て世代、こどもまでの適切な支援について、妊娠する段階前からの支援も適切にできるように、児童福祉の関係部署が構成員となる組織が立ち上がっており、そこを含めて適切な支援について検討し、どういった支援ができるかについて考えていきたいと思います。
会長	こどもファミリーセンターについてももう少し教えていただきたいですが、国の名称なら子ども家庭センターになるとと思いますが、従来の形から何がどう変わるかが知られていないと思います。少し説明をいただければと思います。
事務局	<p>従来からある母子保健機能を持つ「子育て世代包括支援センター」と児童福祉の機関の「子ども家庭支援総合拠点」が、もともと一緒にやっていたところですが、より一体化して設置するという方向で児童福祉法が改正されました。</p> <p>見た目が大きく変わるということより、私たち職員が互いの事業を研修などでよ</p>

	<p>りよく知ったり、持ち帰って自分たちの事業で一緒にやれることを取り組みに生かしたり、といった連携が広がったと感じます。設置から半年なので実績的に大きなものはお伝え出来ませんが。</p> <p>本市ではこどもファミリーセンターが、保健センターとこども子育て課内と「あいく」の3か所に分かれており、部も課も違います。</p> <p>他自治体では一緒になっているところもありますが、本市は離れているだけに連携を密にすることに気を付けています。こども子育て課内でのこども相談窓口が新しくできており、生まれる前から青年までの、どのような相談も受け付けて、適宜連携しながら対応しているというのが本市のこどもファミリーセンターの仕組みです。</p> <p>本来は子ども家庭センターという名称で始まっていましたが、大阪府の児童相談所が子ども家庭センターと名乗っており、一緒の名前でややこしいということがありました。府は名前を変えるつもりはなく市民が混同しないようにこどもファミリーセンターという名称でしています。</p>
事務局	<p>少し補足ですが、こどもファミリーセンター長を新たに配置しており、母子保健と児童福祉に統括支援員を配置し、これまで連携といってもなかなかできなかったところを、それぞれの会議に出席したり、それぞれの統括支援員が情報把握したりということで、これまでより連携を深める取り組みを進めています。</p>
会長	<p>市民の側からは窓口が変わったということでもなく、それぞれの相談に対応する、その対応について行政内でより連携が図れるようになったというイメージでしょうか。切れ目ない支援というコンセプトがあると思いますが、もちろんそれぞれに課題の内容に対して対応する窓口があつていいと思いますが、支援を受ける側からすればどこに行ったらいいのだろうということもあり、この相談はこっちですといわれると二度手間ということもあると思います。窓口の話がありました、利用する側の利便性等について考えていることはありますか。</p>
事務局	<p>4月からこどもファミリーセンターとなり、母子保健等で分かれていますが、切れ目ない支援としては課題があると認識しています。また、来年度に機構改革があるということで検討を進めているところです。部署が分かれているところも一体化できないかと進めています。ですので、一緒の組織になって一本でお聞きできる体制になるよう、考えていきたいと思っています。</p>
事務局	<p>一体的な支援の中にポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチということがあります、問題が大きくなる前に支援者が伴走して一緒にやっていく担当がいる、というイメージで、その人が寄り添いながら次の相談につなぐということが、切れ目ない相談で伴走するということです。ハイリスクというのは虐待の要素があつたりする場合に、サポートプランを策定して、自覚できていない家</p>

	<p>庭でもこういうサービスを使いましょうと提案しながら寄り添っていく、相談を寄り添いながら伴奏者がいて次の支援機関につなげていくということを一体的にできるようにと考えています。</p>
委員	<p>基本目標2の多様なニーズに対応した支援について、医療的なケアを必要とするこどもが多くなっています。障害のあるこどもも増えてきていて、保育で市と連携して、こういう医療的なケースがあるという相談の段階で、私はこども子育て課に相談しましたが、保護者はこういうことはなかなか言えません。</p> <p>自分のこどもが不登校で悩んだり、医療的なケアや障害があった時に母親は苦しむと思います。保育する側としても、保育士としても苦しんでいる、保護者も悩んで誰にも言えない、それを、河内長野市の地域全体で「悩まなくていいよ」と言ってもらえるような市に早くしてほしいと、こどもや保護者を見ていて感じます。受け入れたいと思っても医療的ケアがあれば看護師が必要だろうかということも、どこに相談したらいいか親も悩むと思います。</p> <p>そのような相談窓口について、支援はどうなっているか聞かせていただければと思います。</p>
事務局	<p>まさに園が身近な相談先になっているということはありがたいと思いますが、その先生たちが相談できる先ということで、発達支援に関しては保護者の交流会や実際に保育している人の悩みを共有できるような取り組みや、そこから出てきたニーズに関する講習会などもしており、「あいつく」には心理士もいてそこで取り組んでいるところです。</p> <p>医療的ケアは入園の相談からになるとこども子育て課にも相談に行くでしょうが、保育士もいますし、園でも医療的ケア児を受け入れたりしており、看護師と相談して、就学前のこどもについても業務マニュアルも作って、相談先をもっと知ってもらう必要があるということですね。</p>
委員	<p>この悩みはこども子育て課に言っているのか、どこに行ったらいいかをみんな知っているのだろうか？と思います。私も今のこども子育ての世代からは離れていますが、孫を見ても悩む保護者はどこに相談してどんな支援をしているのか、学校の不登校などもどのように支援しているか気になっています。どうされているのでしょうか。</p>
事務局	<p>園での取り組みは、直接園の先生とつながって必要な研修や、幼児教育アドバイザーの配置をしており、交流会などもいただいています。また、いろんな情報について、例えば医療的ケア児については、医療的ケアのコーディネーターが持っていて、適切な時に情報を提供できるようにと思います。</p>
委員	<p>いずれにせよこども子育て課に行ったらいいのですね。ファミリーセンターでどうですかというより、こども子育て課で相談してくださいと、これからは地域の</p>

	方にもこども子育て課に相談するようお知らせしたらいいですね。
事務局	こども相談窓口も今年度立ち上げて、まだ浸透していないところもあると思います。こどもも保護者も事業所も、いったん窓口として受けるという仕組みは作っており、今後周知を図るのが重要だということが把握できましたので。
委員	そういうニーズに行き届いた市になれば、若い母親も気軽に相談に行ける市になればと思います。 なお、不登校が増えていると聞きますが、増えているのでしょうか。
委員	まず相談窓口の周知徹底とありましたが、私は学校としても保護者に対して周知徹底して、いろんなプリントやお便りもしていますが、仕事で携わっている人はわかって、わからない人にはたくさんいると思います。 どこに何があるかということをもっとわかりやすく、詳しく丁寧に、それを意識した周知ができればと感じました。 不登校は増えていると思うのですが、いろんな価値観もあるので、今絶対に登校しなければならないということではないと思うのですが、傾向的には増えています。
委員	ファミリーサポートは乳幼児中心で、小中学生の相談はどこに行ったらいいだろうか、こども子育て課でいいのだろうかという疑問もあり、相談しにくい部分がネックになっていると思います。周知の仕方も考えていただければと思います。
事務局	こども総合相談窓口を担当していますが、9月末で17件相談があった内の多くは小中学生の家庭からの相談ということで、周知が足りていないことはありますが、18歳までの相談ができるということで広報誌でも案内しており、そういう利用は一定数あります。
委員	そういうチラシはどこで頂けますか。
事務局	こども子育て課でも配置しており、学校の先生も入った広域の連絡会を通じて学校には案内を配っています。また市広報誌にも毎月相談窓口として掲載し、特集ページでもファミリーセンターの周知もしていますが、ご意見をいただいてもっと足りていないところがあるとわかり、さらなる取り組みが必要と思います。
委員	私は民生委員連絡会会長をしているので、そういうものがあれば地区長会などにお知らせに来ていただいて、民生委員もどこに引きこもりの相談をしたらいいかわからないということがあるので、チラシもあるならぜひ来てもらって説明してもらえるとありがたいです。
委員	こどもをもう一人持ちたいかについて経済的な話もありましたが、周囲ではこどもも欲しいが自分の時間も持てなくなるといったように、時間的、経済的、体力的な問題の3つが多いように思います。仕事をしている人は、有休をとって一人の時間が持てるかと思えば、有休とれたなら保護者で保育して欲しいという園も

	<p>あり、自分の時間が持てず、それならもういいかと思う人もいます。</p> <p>人間として、親の立場を離れてリフレッシュできるサポートがあるといいと思います。園に通っていないこどもも罪悪感なく預けられるとか、経済的な部分では生活保護などには該当しないけれどももう一人はしんどいといったところがあります。学用品の支援などもありますが、最初から支給されるものが学校によっては支給される、学校によっては自分で買うといったこともあるので、配布されるなど、経済的な部分の範囲を広げてもらえるとう嬉しいです。</p> <p>体力の面では、一人の時間がないので体力づくりの場も持てない、一緒に遊べる年齢の子があっても、下の子がいると運動もできない等の状況なので、小さいこどもを預けられるとか、気軽にスポーツや体力づくりができる場が市内にあるといいと思いました。</p>
会長	<p>預けられるというところでは、誰でも通園制度などが気軽に利用できる仕組みとしてつくられればいいと思いますが、現場の負担もあるので、うまく、現場も支援できている実感が持てて、保護者も気軽に利用できるいい制度作りができればと思っています。</p>
事務局	<p>誰でも通園ということがありますが、小学生までにはなりますが、「あいつく」でこどもを連れてきて遊んでもらう、そこに保護者がついてもらうが、保育士もいっているので、連れてきてもらえれば育児疲れを和らげることにはなるかと思いません。</p>
委員	<p>小中学生や高校生が子供と触れ合うということがあるというのを「あいつく」のチラシを見て、私が学生の頃はそういう体験の機会がなかったのでもいい取り組みだと思っています。</p> <p>中学生、高校生くらいだと、まだこどもという認識もある一方で、もう中学生、もう高校生だからと言われて、立ち位置に悩む時期だと思います。赤ちゃんはまちで見てもかかわることがなくて同世代と遊ぶ方が楽しいので、授業の中でこどもとその親という状況を見たり聞いたりすることで、自分が中学や高校を卒業した後の想像ができるだけでもいい取り組みだなと思いますので、続けてほしいと思います。</p>
事務局	<p>交流事業に参加した母親や学生からの感想として、学生からは「こんな風に育ててもらった、抱っこしてもらってミルクもらって、自分が今いるのはこうして大事にしてもらったのだと感もうれしくなった」という意見や、母親からも「今はとても大変だが、中学生とかから、こどもが泣いたらどうするか質問されて、こうやってあやしているなどの話をするので、育児をしっかりとできていると自信を持って、互いにいい経験の場になっている」というものがありますので、ぜひ継続したいと思っています。</p>

委員	<p>居場所づくりとしてこども園では小学生も預かっており、学童保育事業を含めて6年生までいます。小学校から帰ってくると、小学生と一緒にこどもの成長を喜んで、ミルクを飲ませたりなどがあると、待ってるから行かなければならないと、小学生にとっても居場所として、役に立ててるという意識で土曜日にも来てくれています。6年生くらいで、赤ちゃんが好きなら保育士になってほしいと、夢を育てられるように全体として取り組んでおり、そういう子が増えるのはうれしいことですが、それができる施設が地域にもう1園くらいあってもいいのではと思ったりします。市とも連携取りながらやっていきたいと思います。</p> <p>学童保育事業でも、もう少し事業にかかわる先生にやりがいを感じられるような支援が必要です。</p> <p>なかなかいろんなこどもがいたりするので、配置以上に先生をつけなければならず、補助も含めてしてもらえる体制を考えてもらえればと、地域ごとに居場所があるのが一番だと思います。今回の広報でも市では居場所づくりに力を入れているので、私たちも応援できればと思いますし、地域のお母さんと頑張りたいと思います。</p>
委員	<p>わたしの地区はいのちはぐくむ交流授業を、小学6年生と中学3年生の子を対象にやっています。</p> <p>こどもたちにとっては、自分がどうやって大きくなったかをその事業ですごくよくわかって、赤ちゃんを抱っこしてぐずったりしても、「こうやったらいいよ」と学んでいけます。小学6年生に、「お母さん大変やったんやで」と言うと考えて取り組んでくれるので、6年生くらいでもそういう授業をやっていただければ、自分がこうやって育ってきたということもわかるので、いい事業です。</p> <p>是非これからも進めてもらえればと思います。</p>
委員	<p>私は学童に預けたことはないですが、同級生でも保育園でこどもを預けていた時に小学校に上がると、2時までの仕事を3時までにしなれば預かってもらえず、いろんなパートを詰め込まなければならないということがあります。</p> <p>保育園で預けられても小学校では預けられないということで、困っていたりするので、無理やりアルバイトを詰めたりということもあります。保育所ではよくても小学校で預けられない問題があるようなので何とかならないかと思います。</p>
事務局	<p>放課後児童会の要件としてすべてのこどもを受け入れるのは難しい中、一定の入園の要件を作っています。保育所と放課後児童会は、それほど変わりはないと思っており、保育所に入っていたこどもについては、おおむね通えるような状況ではと思います。</p> <p>条件もいろいろだと思いますので聞いてみないとわからないですが…。</p>
委員	<p>2時まででも学童に入れてもらえればいいなと思います。</p>

事務局	<p>委員からジェンダーのことで話がありましたが、人権推進課で相談窓口があり、ジェンダーの理解についての研修や相談の受付をしています。また、大阪府の相談窓口で相談いただくこともできます。</p> <p>ただ、どこに行けばわからないということがありますので、こどもにかかわることならこども子育て課に相談いただければ、相談内容や状況を聞いて、最後は適切な窓口につながるよう対応していきたいと思いますので、遠慮なく相談いただければと思います。</p>
委員	<p>3人目の出産について、少子化でさらにどんどん続くと困るので、前回の会議の時に3人目の保育料について、1・2人目の年齢に関わらず3番目に出産するこどもなら無料というような要望を前回の会議でさせてもらいました。</p> <p>今後市として手ぶら登園等を計画されているようですが、3人目の保育料無償は厳しい状況でしょうか。</p>
事務局	<p>すべてなんでも支援するというわけにはいかないところがあります。市長が変わって子育てにシフトする意向は示されていますので、何ができるのか、限られた予算の中でどれをすべきか、一番効果的なものは何かを、しっかり考えながら今後精査したいと思います。できるかどうか現時点では回答しにくいですが、手法の一つとしては考えたいと思います。</p>
委員	<p>他市から来られて、3人目を保育園に預ける保護者も多く、上が小学生だと共働き家庭でも保育料が高額になり、上のこどもに教育費、塾代などがかかって、3番目に保育料もかかると大変だろうと思います。</p> <p>河内長野に来てほしいという魅力の面で、なかなか副食費の部分の免除なども厳しい状況ですし、何かいいことがあればお願いしたいです。</p>
委員	<p>病児保育の受け入れ先が保育園ですが、河内長野から電車で通勤する人もいて、こどもの病気は大体夜中で次の朝といったことになります。</p> <p>駅前で預けられるとだいぶ助かるし、そういうところだけでも河内長野は便利だと思えるので、緊急の時に預けられるところについても整備をお願いできればと思います。</p>
会長	<p>【次第2 河内長野市こども計画策定のスケジュールについて】</p> <p>それでは時間の関係もありますので、案件2について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【案件2について資料1の策定経過に基づき説明】</p>
会長	<p>案件としては以上になりますが、今の内容や今日の全体について意見が残っていればお願いします。よろしいでしょうか。案件3の連絡事項はどうでしょうか。</p>
事務局	<p>とくにありません。</p>
会長	<p>最後に会長代理からお願いします。</p>

<p>会長代理</p>	<p>こども計画の素案について多くの意見をいただき、これが具体的に計画に反映されればと思います。特に印象に残ったのが、相談窓口の周知徹底というのが重要なご意見だったと思います。</p> <p>私もこども園で相談員をしていますが、障害のあるこどもをどこにつなげるのかで、たらいまわしにあったことがあります。連携が取れていないからそういうことになると思いますが、現場の委員からもそういう意見が出たというのは重要なことだと思います。こども総合相談窓口やこどもファミリーセンター、こども子育て課と色々な窓口がありますので、現場の方がどこに相談したらいいかをしっかり理解して連絡するというのはとても大事だと思います。</p> <p>これが保育所自身でもソーシャルワークを担う機関と保育所が連携するためにも、保育所はソーシャルワークに関する知識を持つ必要があるということが、指針に書かれています。</p> <p>具体的には、ソーシャルワークではインテーク（受けた内容に応じて適切な機関に上手につなげる）の技術を保育所や学校現場が持つ必要がありますが、社会資源として、保育所が計画的に保護者をつなげていくかということになると、社会資源が明確になっていないとそれはできないと思います。市との連携を強めて、こういうケースはここに連絡してくださいということを明確に周知していくことが必要ではないかと思いました。引き続き課題として取り組み、よりよい計画が策定されればと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>今回はこども計画についての話でしたが、いろんな施策・事業が含まれる内容で、今回新たに加わった内容で、ファミリーセンターの話など改善されたところもあると思います。総合窓口もいい取り組みだと思いますので、それをいかに浸透させ活用してもらうかが大事になりますので、計画が確定した後にいかに浸透させるかが大事です。</p> <p>そのためにはこどもや保護者、市民一般へのアナウンスも大事ですが、こどもや保護者に最前線でかかわる園の先生や民生委員さん、PTAといったところで、いろいろと共有を図って行って、浸透させていくということが大事だと今日感じました。そういうところもぜひ進めていただければと思います。今回の会議もたくさんの貴重なご意見をいただきましたので、可能な限り計画や今後の施策に反映していただければと思います。本日の案件はこれで終了しました。長時間のご審議をありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>以上をもちまして、令和6年度第2回河内長野市こども子育て会議を終了します。長時間にわたりありがとうございました。</p>
	<p>(終了)</p>

第2回 河内長野市子ども・子育て会議 次第

令和6年10月3日（木）

午前10時～

河内長野市役所8階802会議室

1. 河内長野市こども計画（素案）について
2. 河内長野市こども計画策定のスケジュールについて
3. 連絡事項

河内長野市こども計画

【素案】

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の背景.....	3
2 計画策定の趣旨.....	3
3 計画の位置付け.....	4
4 計画期間.....	5
5 本計画の推進とSDGs.....	6
6 計画の策定体制.....	7
第2章 こども・若者・子育てをめぐる現状と課題.....	9
1 社会指標からみた本市の現状.....	9
2 子育て支援関連事業の実施状況.....	14
3 アンケート調査結果から見た現状と課題.....	20
4 第2期計画における課題のまとめ.....	27
第3章 計画の基本的な考え方.....	29
1 基本理念（案）.....	29
2 基本的な視点.....	30
3 基本目標.....	32
4 施策体系.....	34
第4章 分野別施策の展開.....	35
基本目標1：こども・若者の育ちをともに支える社会の形成.....	35
基本目標2：多様なニーズに対応した支援の充実.....	40
基本目標3：ライフステージに応じた成長の支援.....	47
基本目標4：子育ての担い手への支援とそれを支える地域づくり.....	54
第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	60
1 教育・保育提供区域の設定.....	60
2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保.....	61
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保.....	65
4 教育・保育の一体的提供および推進体制の確保.....	82
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	82
第6章 計画の進行管理.....	83
1 施策の実施状況の点検・評価.....	83
2 国・府・関係機関との連携.....	83
3 評価指標.....	83
資料編.....	84
1 河内長野市子ども・子育て会議条例（抄）.....	84
2 河内長野市子ども・子育て会議委員名簿.....	86
3 計画の策定経過.....	87
4 用語解説.....	88

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年の我が国においては、危機的な状況にあるとされている少子化の加速、核家族化のさらなる進行と共働き世帯の増加等を背景とする子育て環境の変化等により、こどもや子育てをめぐる状況が大きく変化しています。また、就学前教育・保育の無償化等の支援施策の展開を受け、就学前教育・保育や子育て支援事業のニーズのさらなる増大がみられます。

このような状況の中、国においては令和5年4月に、こどもが自立した個人として等しく健やかに成長することができる社会の実現に向け、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援を行い、こどもの権利利益の擁護を行うための組織として「こども家庭庁」が発足しました。また、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

こども基本法に基づき、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとなりました。

これは、これからの子育て支援施策が、子育て支援と一体的に取り組みされるべき成長過程にある若者の支援までを含め、こども・若者を権利の主体として認識し、その最善の利益を図るという観点から、総合的、包括的に、各種の施策が相互に連携しながら取り組まれる必要があることを示すものとなっています。

2 計画策定の趣旨

本市では、平成27年3月に「河内長野市子ども・子育て支援事業計画（第1期計画）」、令和2年3月に「第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画（第2期計画）」を、それぞれ5年間を計画期間として策定し、「子どもが尊重され、子育て・育ち・育てに夢が持てるまち・河内長野市」を基本理念に掲げ、子育て支援施策を推進してきました。

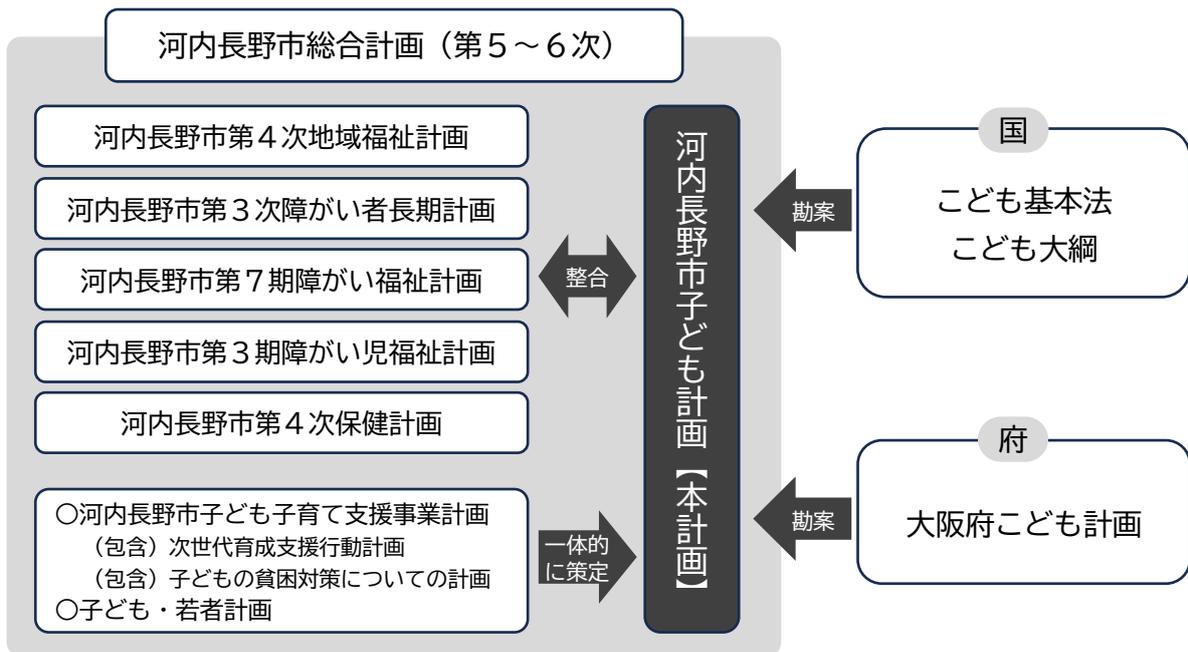
このたび、第2期計画の最終年度を迎え、国におけるこども基本法の施行やこども大綱の策定を踏まえて、こども・若者支援や子育て支援の総合的な指針としての新たな計画の策定が求められています。こども・若者の最善の利益の実現に向け、また子育て支援のさらなる充実を目指し、一人ひとりのこども・若者が健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境整備を目指す計画として「河内長野市こども計画」を策定します。

3 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」に、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含し、一体的に策定するものです。

策定にあたってはこども基本法に基づく国の「こども大綱」を勘案するとともに、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）に基づいて策定します。

また、本市におけるこどもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にまたがることから、「総合計画」を上位計画とし、「地域福祉計画」「障がい児福祉計画」「保健計画」等の関連計画との整合を図るものとします。



4 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。計画内容と実態に大きく乖離が生じた場合は、計画の中間年（令和9年度）において計画の見直しを検討します。

(年度)

・・・R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12・・・
第2期子ども・子育て支援事業計画						
策定	河内長野市こども計画【本計画】					
			★ 中間見直し		策定	次期計画

5 本計画の推進とSDGs

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において定められた、令和12(2030)年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標としてのSDGs(エスディーゼーズ：持続可能な開発目標)は、17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことをうたい、すべての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。

誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsの理念は、すべての子ども・若者の最善の利益と健やかな成長を目指して取り組まれる本計画に基づく事業・施策においても共有されるべき考え方であり、17のゴールのうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」については、特に本計画の関連の深いテーマとなっています。これらの目指す方向性を同じくするSDGsの実現について、本計画全体を通じて取り組んでいくものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



6 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て中の保護者および子ども・若者自身の意見やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため、以下のアンケート調査を実施しました。

■実施した調査

調査名	対象	調査期間	調査方法	配布数	有効回収数	有効回収率
子どもの生活に関する実態調査	市内在住の小学5年生	令和5年 7月7日～ 7月31日	郵送配布・郵送回収	683	195	28.6%
	上の保護者			683	191	28.0%
	市内在住の中学2年生およびその保護者			712	154	21.6%
	上の保護者			712	153	21.5%
就学前児童の保護者調査	市内在住の就学前児童のいる家庭	令和6年 1月26日～ 2月21日	郵送配布・郵送回収	2,250件	1,114件	49.5%
小学生児童の保護者調査	市内在住の小学1年生～4年生の児童がいる家庭			1,000件	536件	53.6%
子ども・若者の意識と生活に関する調査	市内にお住まいの15歳～39歳以上の方	令和6年 4月16日～ 4月30日	郵送配布・郵送およびWEBを通じた回収	2,000件	415件	20.8%

※上記の対象はいずれの調査も無作為抽出

※上記と別で、子ども計画策定にあたって、河内長野市オンラインプラットフォーム「河内長野市 Liqlid」に意見投稿フォームを開設し、子ども・若者から意見募集を行いました。

調査名	対象	調査期間	調査方法	有効回収数
子ども・若者意見募集	市内在住・在学・在勤の小学生から20歳代の方 ※対象者であれば誰でも投稿可能	令和6年 4月1日～ 5月19日	①「子どもや若者にとって住みやすいまち」ってどんなまち？ ②学校や自宅以外で、どんな居場所があればいい？ ③将来の夢や希望を実現するために、あったらいいものは？	94件

(2) 子ども・子育て会議の設置

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策をこどもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「河内長野市 子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画に幅広い市民の意見を反映させるため、令和6年●月●日から令和6年●月●日にかけてパブリックコメントを実施し、計画素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民意見を募りました。

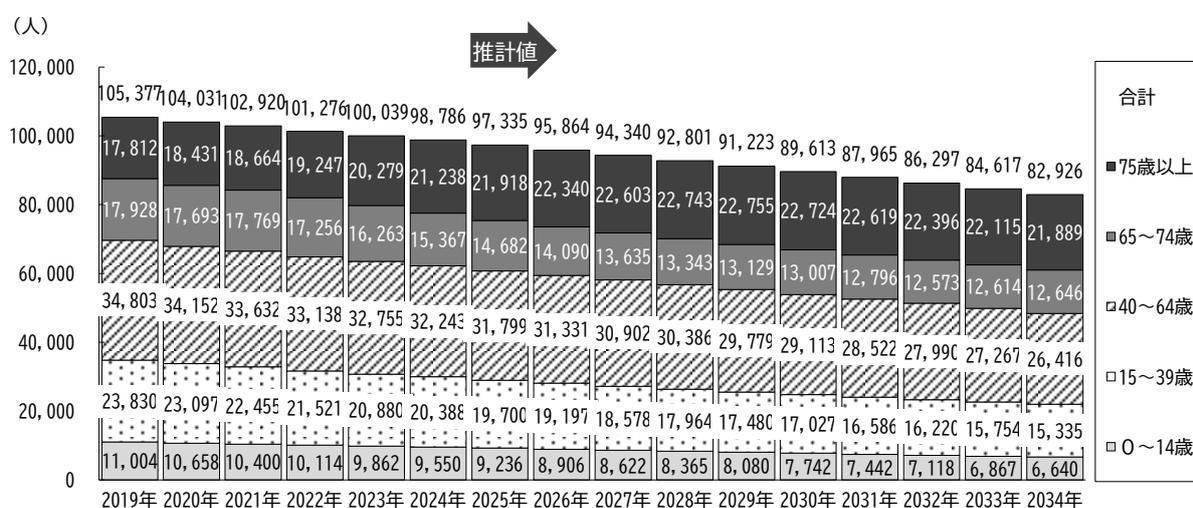
第2章 こども・若者・子育てをめぐる現状と課題

I 社会指標からみた本市の現状

(1) 人口の推移

本市の人口は全体的に減少傾向です。少子化が進行しており、将来推計においても同様の傾向が継続することが見込まれています。

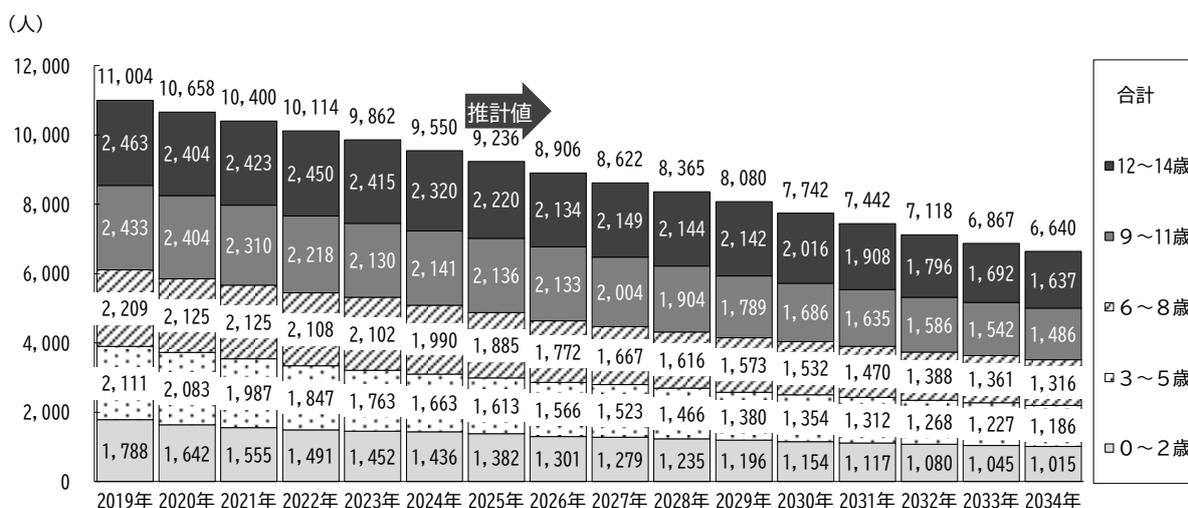
■年齢別人口の推移と将来推計（各年4月1日時点、2025年以降が推計値）



※H31～R6年の男女別年齢各歳のコーホート変化率に基づく推計（コーホート変化率法）。0歳人口は20～44歳女性人口との比率（子ども女性比）に基づき算出。

資料：住民基本台帳（2024年まで）

■年齢別子ども人口の推移と将来推計（各年4月1日時点、2025年以降が推計値）



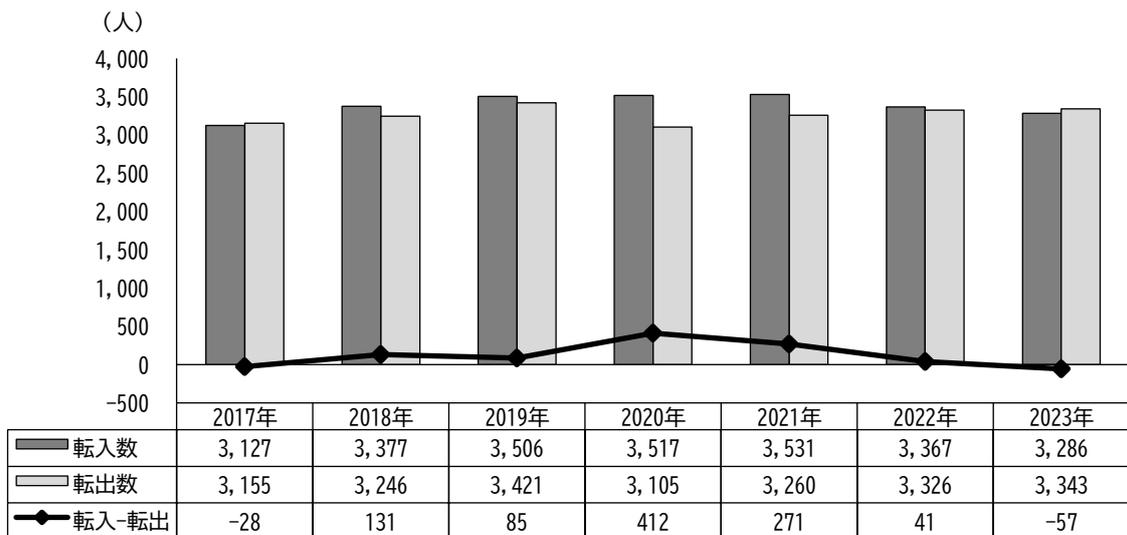
資料：学年基準人口（2024年まで）

(2) 社会移動

転入者数から転出者数を引いた転入超過数は、2017年から2019年はマイナス600人台で推移し、その後はやや縮小しましたが、マイナスで推移しています。

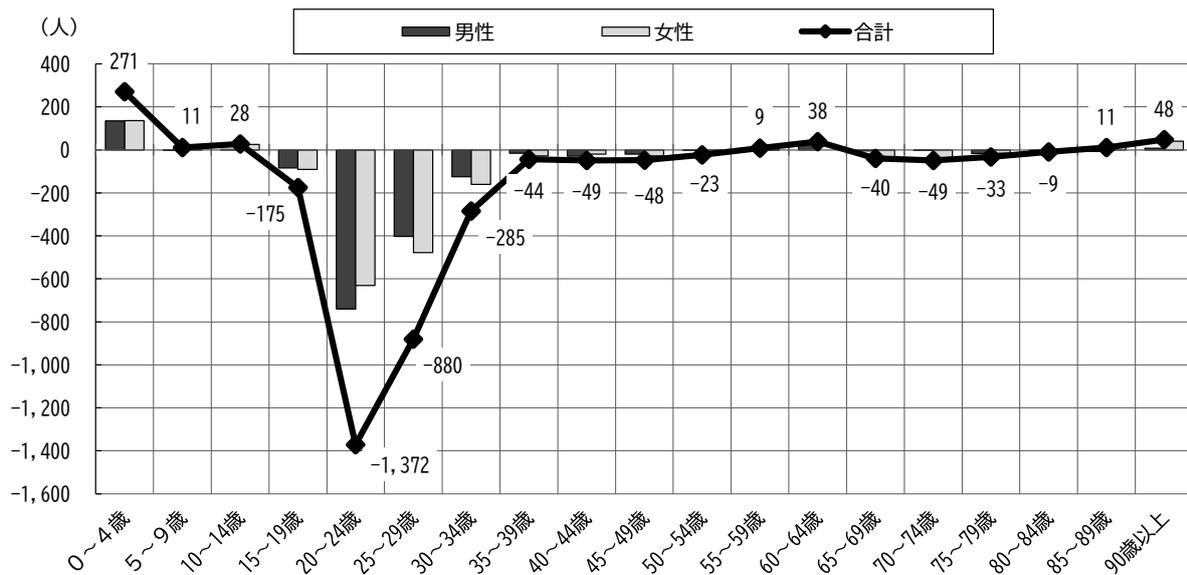
男女別、年齢別にみると、就職に伴う転出が多いとみられる20～24歳を中心に、15～39歳の年齢層で大幅にマイナスとなっています。0～14歳ではプラスであり、こどものいる世帯の転入が一定数あることがうかがえますが、結婚等に出ていく人の方が多くなっています。

■転入数・転出数の推移



資料：住民基本台帳人口移動報告

■男女別年齢別転入超過数（R1～R5年合計）



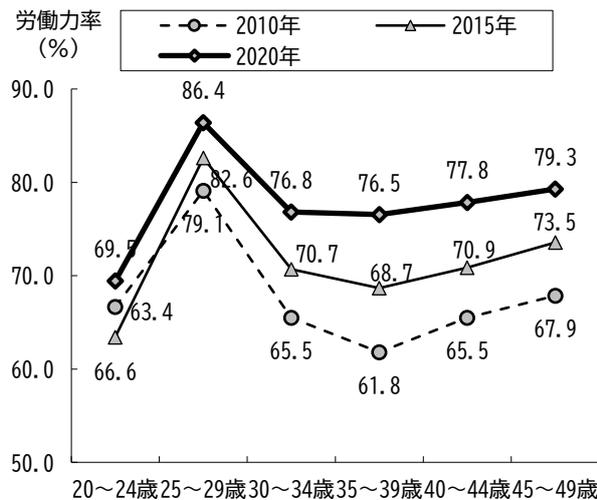
資料：住民基本台帳人口移動報告

(3) 女性の就労状況

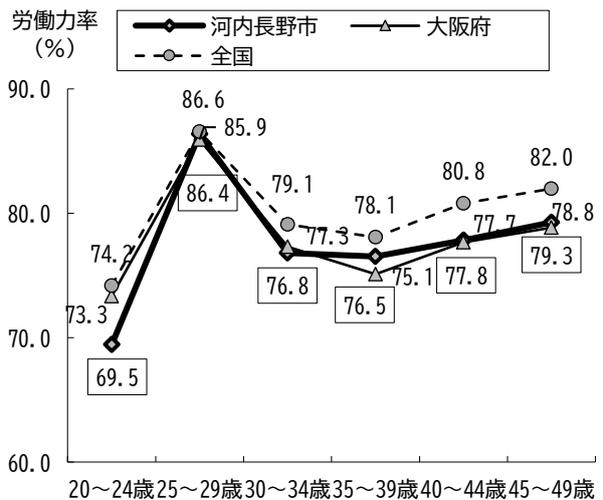
本市の子育て世代の女性の労働力率（就職・休職中・求職中（失業中）のいずれかの状態である割合）は、2010年から2020年にかけて大きく上昇しています。国・大阪府と比較すると、30歳代、40歳代については、おおむね大阪府と同水準で、国よりやや低い労働力率となっています。

男女別、年齢別にみた従業地では、男性は年齢による変化はあまりありませんが、女性は子育て世代で市外での従業が減少し、市内での従業が増加しています。

■女性労働力率の推移（平成22年～令和2年）



■女性労働力率の比較（令和2年）



■男女別・年齢別にみた従業地別就業者割合

2020年男性		自宅で従業 (%)	自宅以外の自治体内 (%)	自治体外府内 (%)	府外 (%)
河内長野市	20～24歳	3.7	29.8	59.7	6.8
	25～29歳	4.2	23.7	67.7	4.5
	30～34歳	5.0	24.5	65.9	4.7
	35～39歳	4.3	22.3	68.3	5.1
	40～44歳	5.9	19.9	69.1	5.1
	45～49歳	5.6	19.9	69.1	5.4
河内長野市	就業者全体	7.8	22.5	64.9	4.8
大阪府	就業者全体	8.1	39.8	44.2	8.0
全国	就業者全体	10.7	50.3	28.1	10.9

2020年 女性		自宅で従業 (%)	自宅以外の自治体内 (%)	自治体外府内 (%)	府外 (%)
河内長野市	20～24歳	1.2	30.0	64.0	4.8
	25～29歳	3.1	26.6	67.8	2.6
	30～34歳	4.3	33.6	59.7	2.3
	35～39歳	4.6	42.6	50.5	2.3
	40～44歳	4.9	46.7	46.5	1.8
	45～49歳	5.2	46.6	46.7	1.5
河内長野市	就業者全体	7.2	44.4	46.5	1.9
大阪府	就業者全体	7.4	55.8	32.8	3.9
全国	就業者全体	9.9	62.5	21.6	6.0

資料：国勢調査

(4) 結婚の状況

現在結婚している人の割合を示す有配偶率は、男女とも低下傾向が継続しています。

出産の中心となる20～39歳の有配偶女性数人口は、近年急速に減少しており、このことが少子化の最も大きな要因となっています。

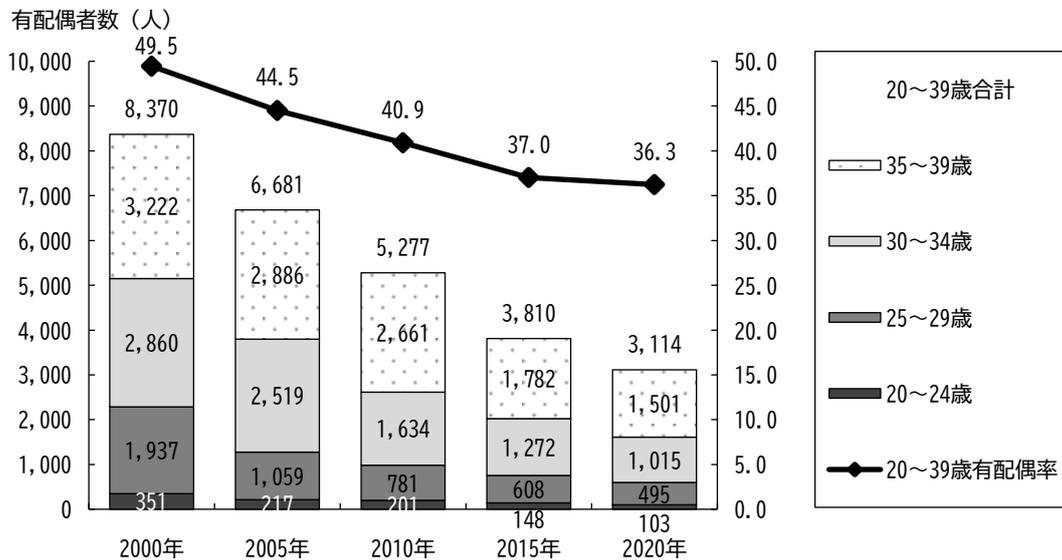
■男女別年代別有配偶率の推移

男性	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
2000年	0.4	5.4	31.1	63.9	79.2	86.6	89.2
2005年	0.2	4.4	24.4	52.8	70.0	79.2	85.2
2010年	0.2	4.6	22.8	47.3	62.2	71.3	77.4
2015年	0.2	3.3	22.5	45.2	57.6	65.9	71.3
2020年	0.4	3.3	20.9	43.6	56.1	62.5	65.5

女性	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
2000年	0.7	8.3	40.8	70.3	82.6	88.5	89.0
2005年	0.7	6.3	29.9	60.6	74.1	80.8	86.4
2010年	0.4	6.8	27.3	52.5	67.1	72.9	78.5
2015年	0.3	5.8	25.3	51.8	62.0	69.8	72.6
2020年	0.3	4.6	26.4	49.2	62.0	64.3	66.6

資料：国勢調査

■年齢別有配偶女性数の推移



(5) きょうだい数と両親の就労状況

夫婦とこどものいる世帯におけるきょうだい数は、最年少のこどもの年齢が11歳以下の世帯で比較すると、国・大阪府と比べて「こどもが1人」の割合が低く、2人以上の割合が高くなっています。きょうだい数は、国・大阪府より多い傾向だといえます。

また、最年少のこどもの年齢が上がるほど、夫婦共働き世帯（夫婦就業世帯）の割合が上がる傾向があります。

■夫婦とこどものいる世帯の最年少のこどもの年齢別こども数の割合（令和2年）

	最年少の 子どもの年齢	子どもが1人 (%)	子どもが2人 (%)	子どもが3人 (%)	子どもが4人 以上 (%)
河内長野市	2歳以下	38.7	40.4	16.5	4.3
	3～5歳	27.5	48.6	19.6	4.2
	6～8歳	22.0	50.9	22.8	4.3
	9～11歳	21.6	55.2	20.4	2.8
河内長野市	11歳以下	28.4	48.1	19.5	4.0
大阪府	11歳以下	34.9	45.8	16.0	3.4
全国	11歳以下	33.6	46.1	16.9	3.4

※「こどもの数」は、同居しているこどもの人数であり、夫婦から生まれたこどもの数の総計ではありません。

資料：国勢調査

■最年少のこどもの年齢別・こどもの数別にみた夫婦就業世帯の割合（令和2年）

	最年少の 子どもの年齢	子どものいる 世帯全体 (%)	子どもが1人 (%)	子どもが2人 (%)	子どもが3人 以上 (%)
河内長野市	2歳以下	50.2	51.4	49.7	48.9
	3～5歳	65.4	59.8	69.2	64.0
	6～8歳	72.2	64.3	71.9	79.1
	9～11歳	74.7	66.3	77.6	75.7
河内長野市	11歳以下	64.3	58.2	67.1	66.2
大阪府	11歳以下	62.3	58.2	63.9	65.8
全国	11歳以下	68.1	63.0	69.7	72.7

資料：国勢調査

2 子育て支援関連事業の実施状況

(1) 就学前教育・保育の状況

① 3～5歳児の就学前教育の状況（幼稚園・認定こども園の教育利用）

就学前教育の利用は、少子化と共働き世帯の増加を背景に、第2期計画における見込量を下回って推移しています。人口における利用率も減少傾向が続いています。

■ 3～5歳児の就学前教育の見込量と利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期計画見込量	980人	890人	817人	742人	705人
市内施設利用合計	859人	778人	650人	581人	483人
3歳児	282人	241人	200人	211人	142人
4歳児	302人	248人	216人	177人	175人
5歳児	275人	289人	234人	193人	166人
市内定員数	1,063人	973人	869人	843人	663人
定員充足率	80.8%	80.1%	74.8%	68.9%	72.9%
住民基本台帳人口	2,083人	1,987人	1,847人	1,763人	1,663人
住民利用率	41.2%	39.2%	35.2%	33.0%	29.0%
市外施設利用合計	6人	10人	10人	16人	16人

※定員充足率は「市内施設利用合計」÷「市内定員数」、住民利用率は「市内施設利用合計」÷「住民基本台帳人口」で算出（以下同様）

② 3～5歳児の就学前保育の状況（保育園・認定こども園の保育利用）

3～5歳児の就学前保育の利用は、共働き世帯の増加や教育・保育の無償化を背景に、第2期計画における見込量を上回って推移しています。少子化のため、利用実績は減少傾向ですが、人口における利用率は増加傾向が続いています。

■ 3～5歳児の就学前保育の見込量と利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期計画見込量	997人	963人	923人	875人	867人
市内施設利用合計	1,153人	1,137人	1,124人	1,105人	1,110人
3歳児	358人	340人	326人	342人	331人
4歳児	366人	410人	377人	366人	390人
5歳児	429人	387人	421人	397人	389人
市内定員数	1,045人	1,053人	1,081人	1,094人	1,147人
定員充足率	110.3%	108.0%	104.0%	101.0%	96.8%
住民基本台帳人口	2,083人	1,987人	1,847人	1,763人	1,663人
住民利用率	55.4%	57.2%	60.9%	62.7%	66.7%
市外施設利用合計	7人	7人	4人	2人	3人

※第2期計画期間においては、定員を上回る利用は定員の弾力化で対応しました。

② 1～2歳児の就学前保育の状況（保育園・認定こども園の保育利用）

1～2歳児の就学前保育の利用は、第2期計画における見込量とほぼ同数で推移していますが、全体的に利用率が増加傾向となっており、令和6年度は見込量を上回っています。市内施設の定員の弾力化で対応しています。

■ 1～2歳児の就学前保育の見込量と利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期計画見込量	626人	609人	602人	582人	562人
市内施設利用合計	595人	601人	600人	582人	631人
1歳児	271人	285人	263人	285人	284人
2歳児	324人	316人	337人	297人	347人
市内定員数	587人	589人	638人	637人	633人
定員充足率	101.4%	102.0%	94.0%	91.4%	99.7%
住民基本台帳人口	1,137人	1,111人	1,041人	971人	1,025人
住民利用率	52.3%	54.1%	57.6%	59.9%	61.6%
市外施設利用合計	3人	3人	2人	4人	2人

※第2期計画期間においては、定員を上回る利用は定員の弾力化で対応しました。

③ 0歳児の就学前保育の状況（保育園・認定こども園の保育利用）

0歳児の就学前保育の利用は、第2期計画における見込量を下回って推移しています。市内施設の定員にも余裕のある状況が続いており、待機児童も発生していません。

■ 0歳児の就学前保育の見込量と利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期計画見込量	179人	175人	170人	163人	158人
市内施設利用合計	93人	89人	101人	79人	80人
市内定員数	154人	156人	154人	152人	174人
定員充足率	60.4%	57.1%	65.6%	52.0%	46.0%
住民基本台帳人口	505人	444人	450人	481人	411人
住民利用率	18.4%	20.0%	22.4%	16.4%	19.5%
市外施設利用合計	1人	2人	0人	0人	0人

※第2期計画期間においては、待機児童は発生していません。

(2) 地域子育て支援事業等の実施状況

地域子育て支援事業等の実施状況は以下の通りです。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和2年度以降に利用が縮小した事業もありますが、その後次第に利用は回復しています。放課後児童健全育成事業については、見込量に対して利用が増加傾向となっており、次期計画においては実績の推移を踏まえた対応が求められます。

①時間外保育事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用人数	1,252	1,240	1,228	1,198	1,198
利用実績		756	812	763	836	

②放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用人数	1,059	1,051	1,035	1,027	984
1年生		272	286	266	272	233
2年生		275	273	287	270	273
3年生		228	219	219	229	215
4年生		175	167	158	158	168
5年生		66	64	63	58	58
6年生		43	42	42	40	37
利用実績		1,075	1,092	1,123	1,169	1,191
1年生		294	339	285	300	315
2年生		249	271	332	280	303
3年生		231	205	213	283	243
4年生		173	160	164	158	207
5年生		95	80	92	93	85
6年生		33	37	37	55	38

【参考】放課後子ども教室の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加児童数	人日	302	1,160	1,468	2,126	
実施回数	回	15	68	96	138	

③子育て短期支援事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用入日	2	2	2	2	2
利用実績		42	0	0	11	

④地域子育て支援拠点事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用入日	57,541	57,253	56,966	56,681	56,397
利用実績		17,050	17,760	23,651	42,065	

⑤一時預かり事業（幼稚園型）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用人数	20,432	20,264	20,096	19,928	19,760
利用実績		17,231	19,330	18,670	20,619	

⑥一時預かり事業（幼稚園型を除く）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用人数	5,302	5,224	5,215	5,105	4,929
利用実績		3,972	4,289	3,169	2,441	

⑦病児保育事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用人数	150	180	180	180	180
利用実績		0	5	43	147	

⑧ファミリー・サポート・センター（就学児童のみ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用人数	495	495	491	491	461
利用実績		399	482	710	650	

⑨利用者支援事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	設置か所	2	2	2	2	2
実施実績		2	2	2	2	2

⑩妊婦健康診査

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用人数	509	502	486	468	454
	利用回数	6,395	6,174	5,977	5,756	5,583
利用実績	利用人数	479	508	438	388	
	利用回数	5,849	5,965	5,744	4,903	

⑪乳児家庭全戸訪問事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用人数	509	502	486	468	454
利用実績		396	350	353	395	

⑫養育支援訪問事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	利用人数	4	4	4	4	4
利用実績		14	9	10	9	

(3) 児童虐待等の状況

■虐待相談の内容別件数等の推移

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体的虐待	27	39	25	17	
性的虐待	0	0	6	0	
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	41	48	54	42	
心理的虐待	40	40	78	72	
合計	108	127	163	131	
要支援児童	161	176	128	137	
特定妊婦	5	13	4	6	
総合計	274	316	295	274	

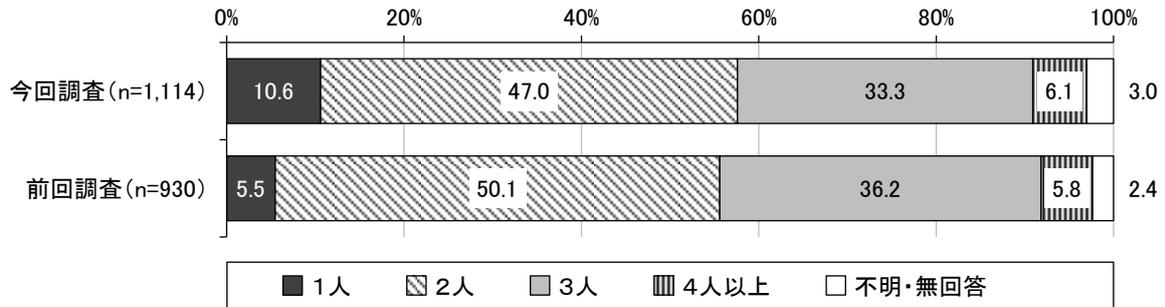
3 アンケート調査結果から見た現状と課題

(1) 希望するこどもの数について

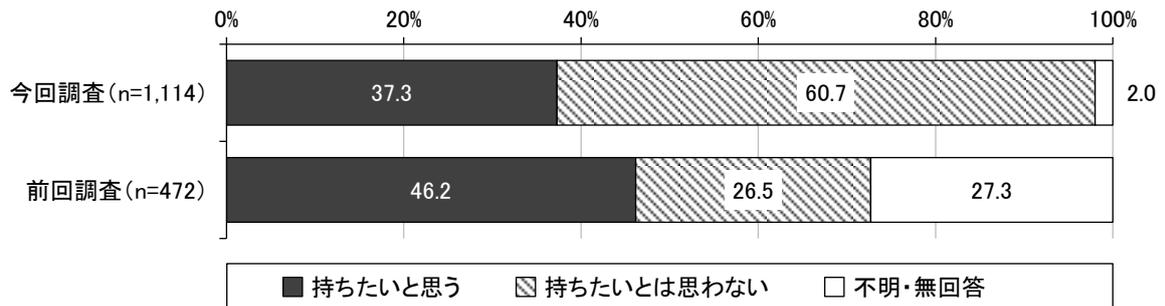
- 希望するこどもの数について、前回調査より「1人」が増加し、「3人」が減少しています。
- もう一人以上子どもを持ちたいと思うという回答が前回調査より減少しています。
- 持ちたいと思わない人について、どのような環境が整えばもう1人以上子どもを持ちたいと思うかについては、「経済的な環境が整えば持ちたい」が多くなっています。

⇒経済的な見通しを背景として、多くの子どもを持ちたいと考える人が減少しています。

■あなたが希望するこどもの数は何人ですか【就学前保護者】



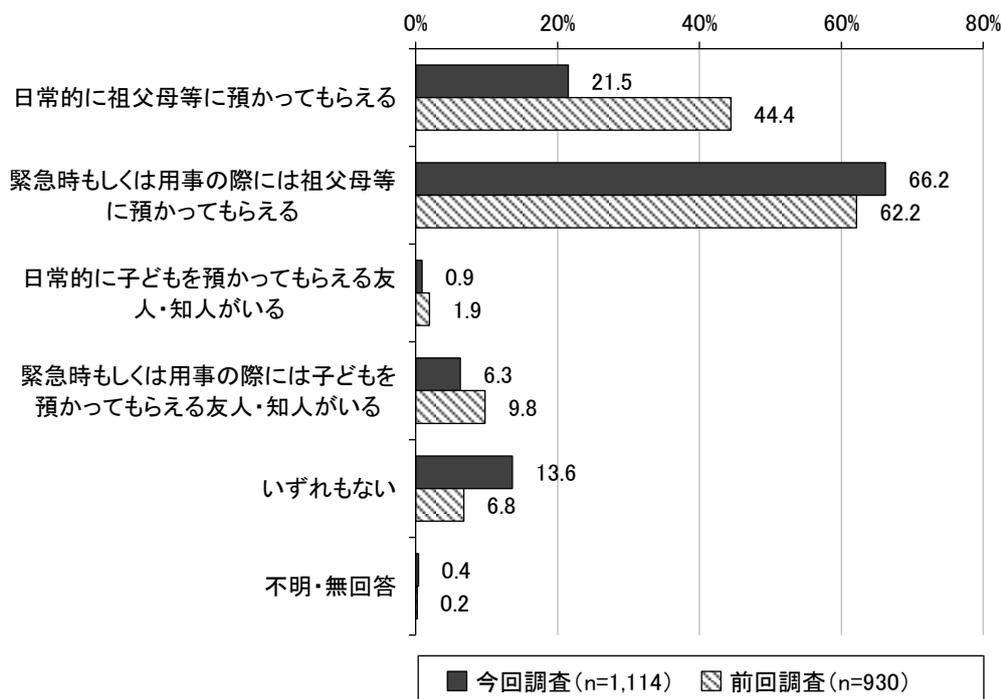
■もう一人以上子どもを持ちたいと思いますか【就学前保護者】



(2) 子育ての孤立や育児不安について

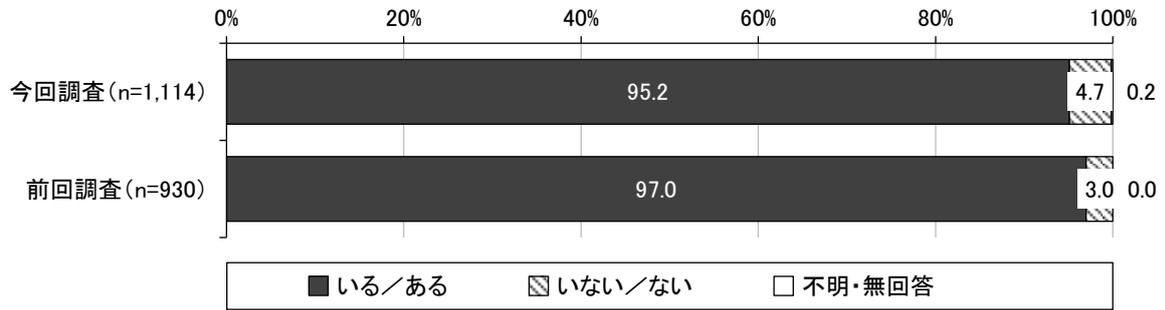
- こどもを預かってもらえる人について、日常的にまたは緊急時の「いずれもない」が、就学前保護者で13.6%、小学生保護者で11.4%といずれも前回調査より増加しています。一方で「日常的に祖父母等に預かってもらえる」がいずれも大幅に減少。
 - 子育てやこどもの教育について、気軽に相談できる人や相談の場所について、「いない/ない」が、就学前保護者で4.7%【問10】、小学生保護者も4.7%【問8】で、いずれも前回調査よりわずかに増加しています。
 - 仕事と子育てを両立させる上での課題と思うことについて、就学前も小学生保護者も、「こどもや自分が病気やケガをしたときに代わりにこどもの面倒をみる人がいないこと」が最も多くなっています。
- ⇒周囲の支援を受けにくい状況の中で子育てをしている人が増加している可能性があります。保護者が子育てをする上で、身近なサポートを感じやすい環境づくりが引き続き課題です。

■日頃、封筒のあて名のお子さんを預かってもらえる人はいますか【就学前保護者】

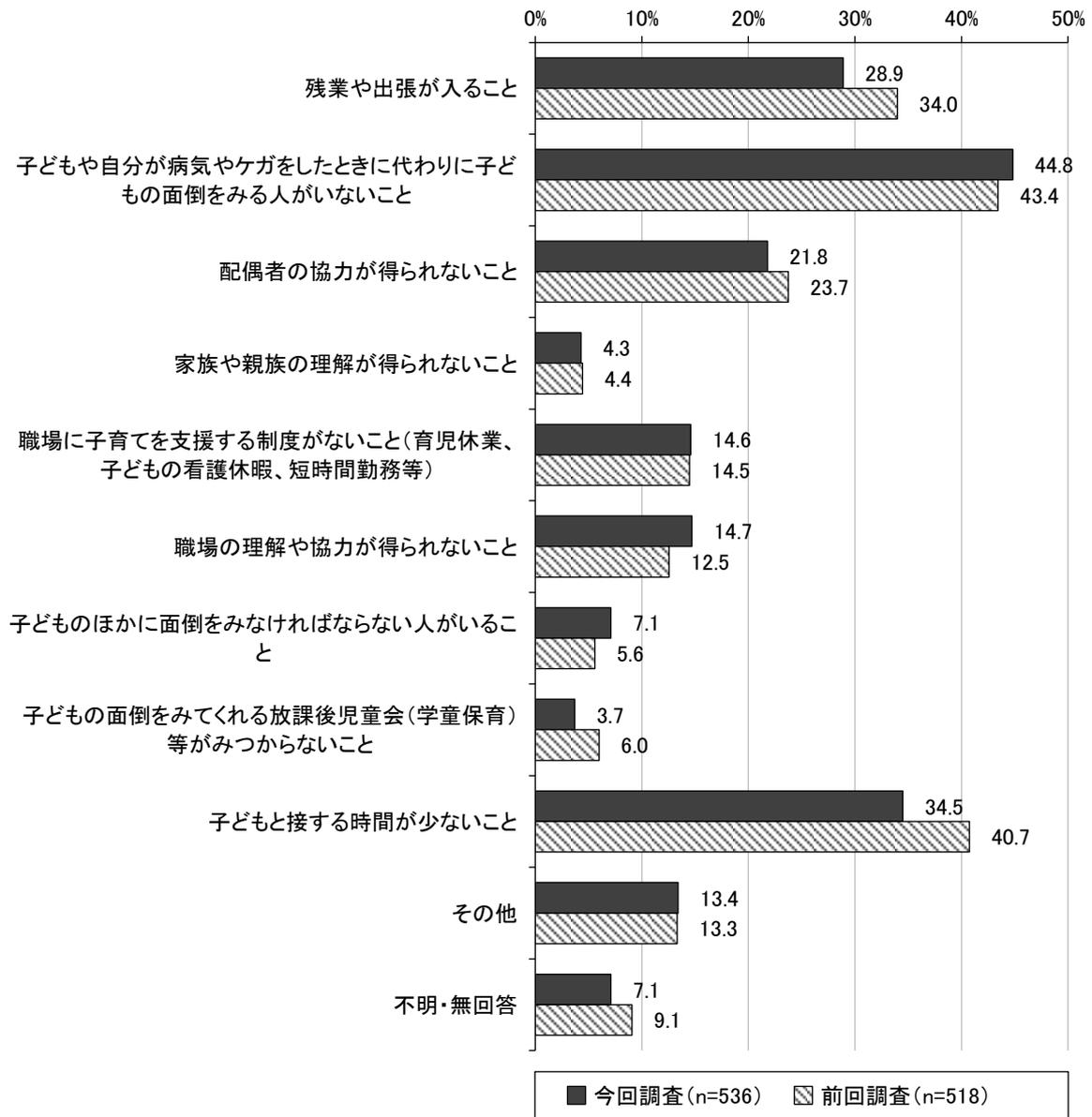


■子育てやこどもの教育について、気軽に相談できる人や相談の場所はありますか

【就学前保護者】



■あなたにとって、仕事と子育てを両立させる上での課題と思うことは何ですか【小学生保護者】

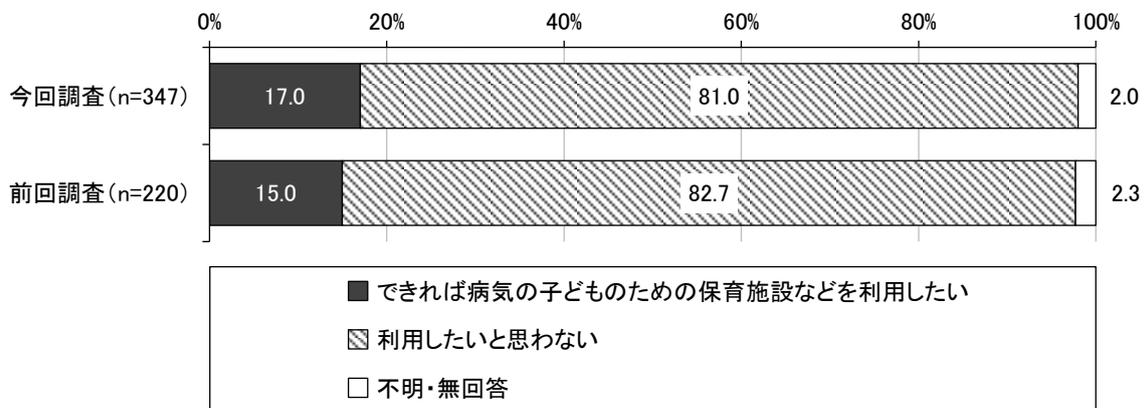


(3) 子育て支援事業について

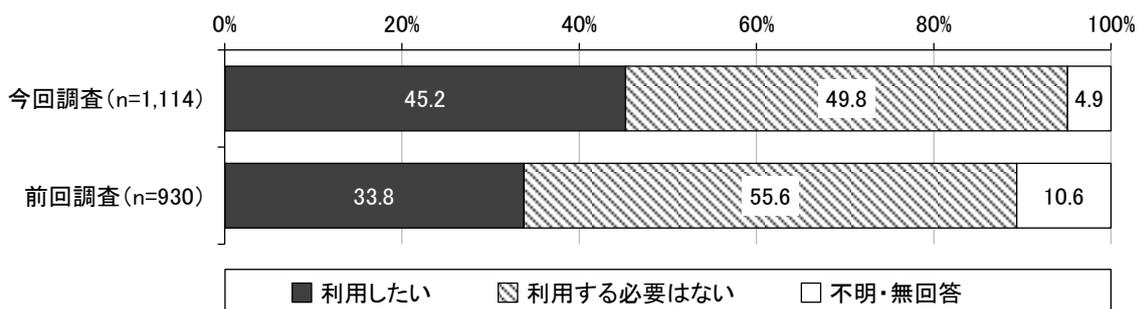
- 病児保育については、就学前保護者についても、小学生保護者についても、利用したいという回答割合が、実際の利用に比べて大きく、潜在的ニーズが大きいことがうかがえます。
- 就学前保護者では、「一時預かり」を、「利用したい」が前回調査より増加しています。
- 泊りがけでの保育サービスについては、就学前保護者で16.2%、小学生保護者で10.6%が「利用したい」と回答しており、特に就学前保護者では、利用したい内容として「保護者や家族の育児疲れ・不安」という回答が最も多くなっています。
- 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向については、「現在は利用していないが、今後利用したい」「既に利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が前回調査より増加しており、潜在的なニーズの増加がうかがえます。

⇒病児保育や一時預かりについては、実際の利用と比べて潜在的ニーズが大きいことが示されており、いわゆる「レスパイトケア」についてもニーズが高いことがうかがえます。地域子育て支援拠点事業についても、潜在的ニーズの存在がうかがえ、これらのニーズに応える体制づくりをしていくことが求められます。

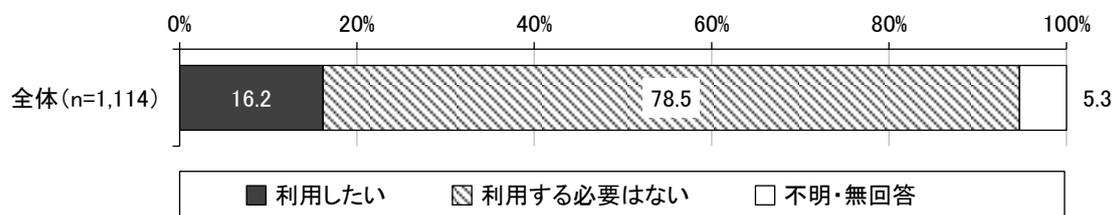
■（こどもが病気やけがで学校を休む時に、父親か母親が仕事を休んで対応した人のみ）その際に「できれば病気のこどものための保育施設などを利用したい」と思われましたか【小学生保護者】



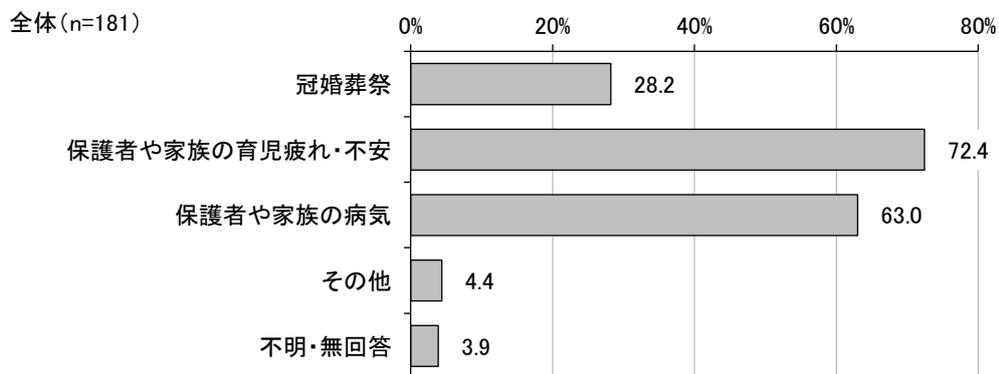
■私用、ご自身や配偶者の親の通院、不規則な仕事などを理由として、1年間に何日くらい保育所などで実施されている「一時預かり」を利用したいと思いますか【就学前保護者】



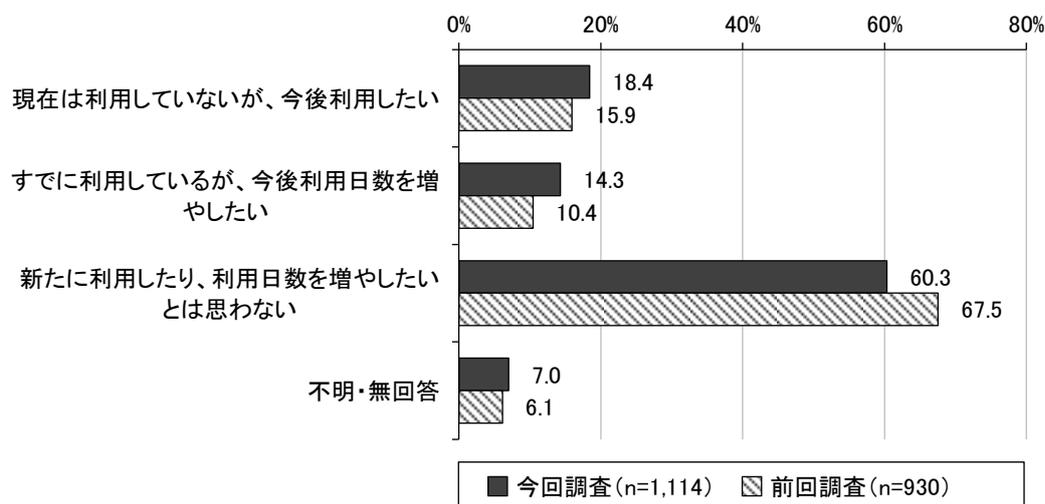
■封筒のあて名のお子さんについて、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族（兄弟姉妹含む）の育児疲れや育児不安、病気など）により泊りがけで年間何泊ぐらい家族以外に預ける必要がありますか【就学前保護者】



■上の設問で利用したいと回答した保護者の、利用したい理由【就学前保護者】



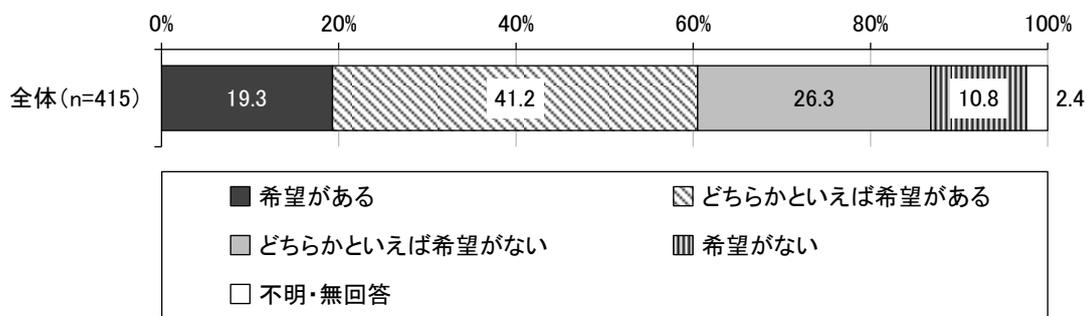
■地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか【就学前保護者】



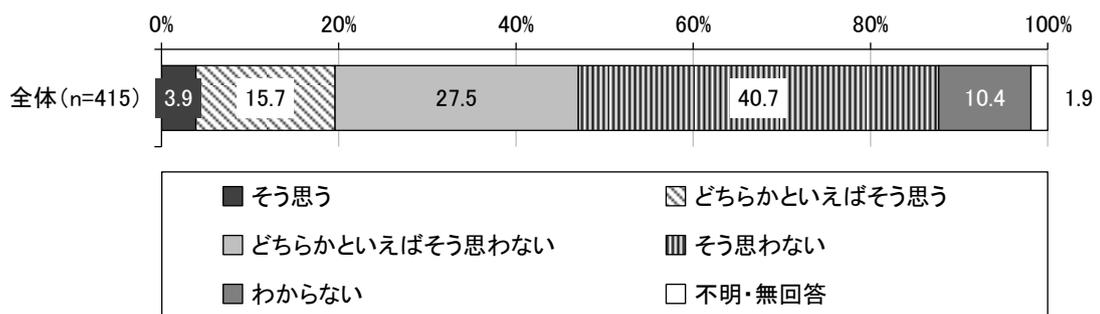
(4) こども・若者の支援について

- こども・若者調査では、自分の将来については「希望がある」または「どちらかといえば希望がある」という肯定的な回答が約6割と多数である一方、否定的な回答（「どちらかといえば希望がない」「希望がない」）も約3分の1を占めており、将来に明るい展望を持ってない若者が少なくないことが示されています。
 - 社会が「結婚、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていると思うかについては、否定的な回答が全体の3分の2を占めています。
 - 「こどもの権利」については、「くわしく知っている」または「少し知っている」が3割にとどまっています。
 - 河内長野市のこども・若者を対象とした育成支援機関等の認知度については、「子ども・子育て総合センター（あいっく）」と「職業安定所（ハローワーク）・ジョブカフェ・地域若者サポートステーションなどの就労支援機関」が比較的高くなっていますが、5割を超えているものはなく、「どれも知らない」が4分の1を占めています。
- ⇒こども・若者が将来に明るい展望を持っていないことは、社会全体の課題として認識される必要があるといえます。こども・若者の権利や支援機関等について、こども・若者自身が十分な情報を得られていない可能性があることから、積極的な啓発や情報提供も求められます。

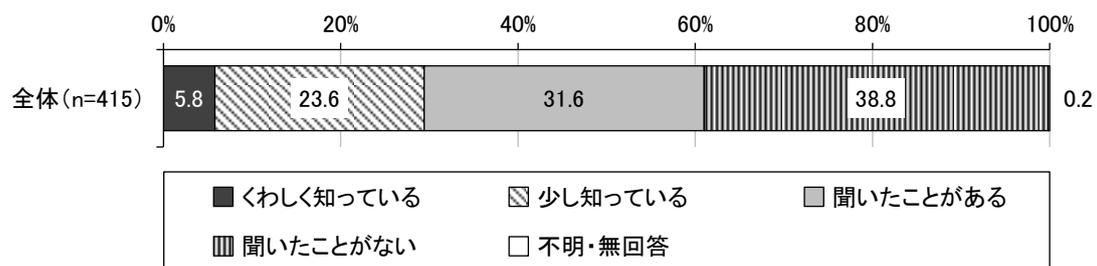
■あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか【こども・若者】



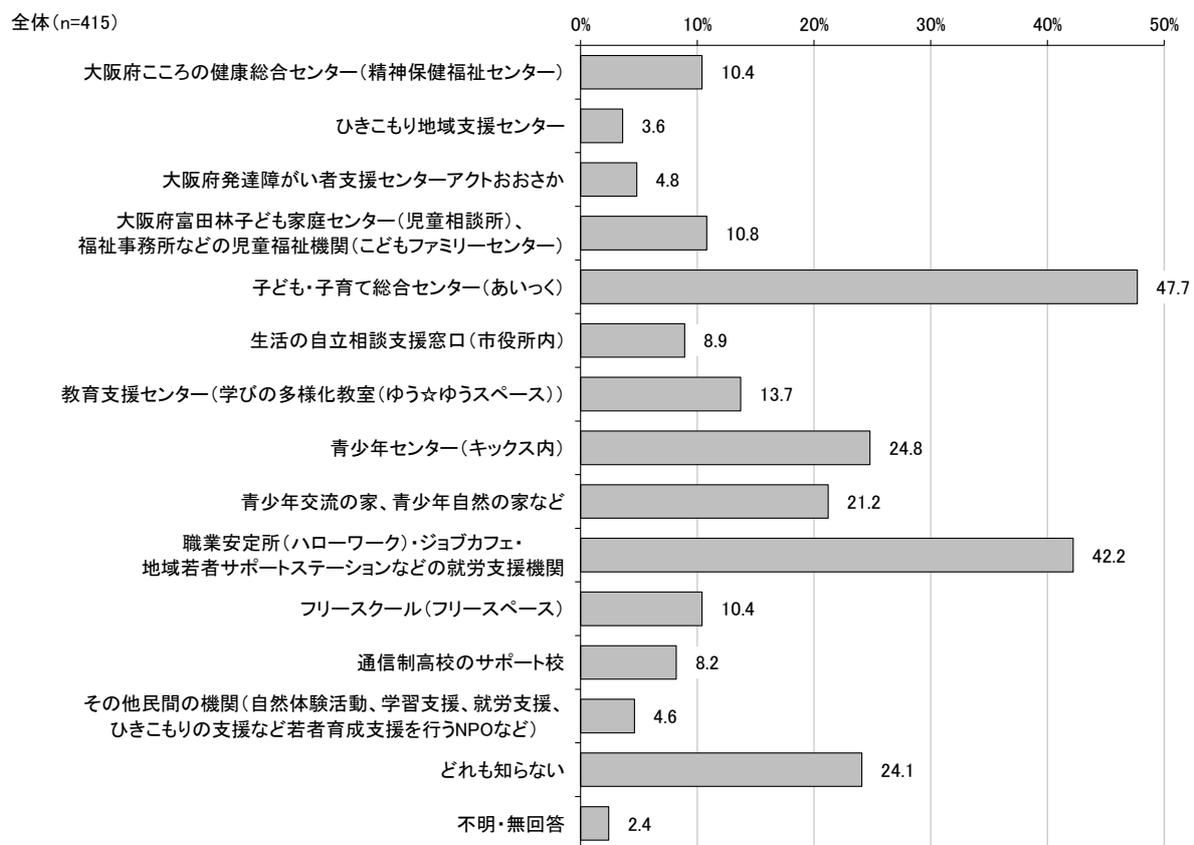
■あなたは、社会が「結婚、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていると思いますか【こども・若者】



■あなたは、「こどもの権利」について知っていますか【こども・若者】



■あなたは、こども・若者を対象とした育成支援機関等を知っていますか【こども・若者】



4 第2期計画における課題のまとめ

第2期計画で示された4つの基本目標について、それぞれの施策の実施状況や、社会状況、アンケート調査等を踏まえた課題を整理しました。

基本目標1 こどもの生きる力の育成

いじめや体罰、親の育児放棄などは引き続き発生していることに加え、インターネットやSNSによる人権侵害、さらにはジェンダー、障がい、文化、経済的格差等による新たな人権意識への対応など、取り組むべき課題は増加しています。特にこどもの権利に関しては、国のこども大綱の趣旨も踏まえ、こども・若者が社会の一員として意見を表明する機会や、多様な社会活動に参画する機会の確保、さらにはこども・若者施策にこども・若者の意見が反映される仕組みづくりなどが求められています。

発達段階に応じた質の高い教育のさらなる充実、発達や学びの連続性を踏まえた小学校への円滑な接続を目指した連携の強化が引き続き求められます。また、医療的ケア児や重度心身障がい児とその家族が安心して生活し、充実した教育が受けられるような体制の充実が必要です。

こどもの居場所づくりは、国のこども大綱においても課題とされており、学校施設などの公共施設等の活用や、地域団体等とのさらなる連携が必要となっています。また、子育て世代の女性の就労率が引き続き高まる中で、放課後児童対策の着実な推進が求められます。

基本目標2 こどもの健やかな成長支援

妊産婦への支援については、少子化や市外転出でこどもの数が減少しているなかで、安心してこどもを産み、育てていきたいと思えるような取り組みを増やし、少子化対策にもつなげていく必要があります。本市においては、待機児童はほぼ解消されており、今後は量の確保だけではなく、質の向上に取り組んでいくことが求められます。

また、子育て支援事業の充実については、アンケート調査で示された潜在的な支援ニーズ等に対応し、子育て家庭が切れ目なく必要な支援を受け、健やかな育児ができるような環境を充実させていくことが課題となります。

妊産婦からこども、若者までの切れ目のない保健・医療の充実も求められるところとなり、南河内南部広域小児急病診療体制の確保をはじめとする医療体制の充実、食育・健康の取り組みの充実、こども・若者の自殺対策や相談支援体制の強化等の取り組みを進めていく必要があります。

基本目標3 家庭における子育て・親育ちへの支援

アンケート調査では、周囲からの支援を受けにくい状況で子育てをしている保護者が少なくないことが示されており、子育ての孤立や不安の解消に向けた取り組みが課題となっています。本市においては、子ども・子育て総合センターあいつくを中核とし、地域におけるさまざまなネットワークを生かした、子育て支援の充実が求められます。また、子育てに関する悩みや不安について相談できる身近な存在として、保育所・認定こども園等の相談機能の充実を図り、支援できる体制が必要です。

こどもの貧困対策については、経済的に厳しい状況にある世帯の割合が高いひとり親世帯への支援をはじめ、支援が必要な人が適切に支援制度につながることでできる体制づくりが求められます。大阪府の調査では、家庭の経済状況がこどもの体験の多寡や日常生活習慣、自己肯定感等にも関連していることが示されており、誰もが家庭の経済状況にかかわらず自分の可能性を伸ばしていける社会の実現に向けた環境づくりが求められています。

また、必ずしも貧困状態とは言えなくても、経済的に厳しい状況で子育てをしている世帯は多くなっており、支援の充実が課題です。本市においては、令和6年4月1日から子ども医療費助成制度における助成対象年齢を拡充し、0歳から18歳までのこどもを抱える家庭に対し、こどもの医療費の一部を助成しています。今後も、安心して子育てができる支援の充実について、関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。

基本目標4 地域の子育て環境づくり

こども・若者調査では、社会が「結婚、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていることについて、否定的な回答が多くなっており、将来に明るい希望を持ちにくい人も少なくないことが示されています。次代を担うこども・若者が将来に明るい展望を持ち、それぞれの希望に応じたパートナーシップの持ち方や子育てをすることができる地域社会をつくっていくことが求められます。また、仕事と家庭生活などの両立支援を進め、家庭・地域への男女共同参画を促進するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを進めることも課題となります。

こども食堂に代表されるようなこどもの居場所づくりの取り組みは、本市においても広がっており、こうした地域でこども・子育てを支えていく取り組みが拡大・充実していくような支援も今後の課題となります。

市内の都市公園は、昭和40年代以降の団地開発に伴うものが多く、今後耐用年数をほぼ同時期に迎えることから、安全・安心な利用のための計画的な維持管理が必要となっており、子育て世帯において公園・遊び場の整備のニーズが高い状況にあることも踏まえた取り組みを引き続き検討していく必要があります。同時に、安全な交通環境の確保や、こども・若者を犯罪から守る取り組みなど、地域でこども・若者を支え育む環境づくりを、関係団体・機関との連携・協働のもと、進めていくことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

I 基本理念（案）

すべての子ども・若者が個人として尊重され、

親子が夢を持って共に育つまち・河内長野市

すべての子ども・若者が個人として尊重され、一人の市民として健やかに育つ環境をつくることは、一人ひとりの子ども・若者やその保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。子どもを一人の人間として尊重し擁護すること、また、「児童の権利に関する条約（通称：子どもの権利条約）」（平成6年条約第2号）や「子ども基本法」に定めるように、常に子どもの意見表明や参画の機会が確保され、その最善の利益が優先して考慮される中で、取り組みを行うことが、大人の責務といえます。

子育ての第一の担い手は、親をはじめとする保護者となりますが、愛情をもった対話と理解によって子どもの健やかな成長を育てていくためには、親も親として成長していくことが大切です。また、すべての子ども・若者の権利が守られ、その可能性を發揮できる社会をつくっていくためには、地域・社会・行政が相互に連携・役割分担しながら、親子が共に育つことができ、必要に応じて必要な支援を受けることができるまちづくりを進めなければなりません。

本市では、平成22年3月に「教育立市宣言」を行い、「子育てのまち河内長野」の実現に向け、子育て支援の施策に取り組んでいます。また、第1期計画では「子どもが尊重され、子育て・子育てに夢が持てるまち・河内長野市」を基本理念に掲げ、第2期計画までの10年間、本市が目指す姿として子育て支援施策を推進してきました。

このたびの本計画の策定にあたり、これまでの理念を引き継ぐとともに、子ども・若者の育ちの全体を支援する計画へと対象が拡大したことにとともに、新たに「すべての子ども・若者が個人として尊重され、親子が夢を持って共に育つまち・河内長野市」を基本理念として、本市の子ども・若者支援及び子育て支援の施策を推進します。

2 基本的な視点

第1期、第2期の計画においては、「子どもが尊重され、子育て・子育てに夢が持てるまち・河内長野」を基本理念に掲げ、「(1)『子育て』できる環境づくり」「(2)『親育ち』が促進される地域の体制づくり」「(3)人と人とのつながりのある地域づくり」の3つを基本的な視点として目標を定めて取り組みを推進してきました。本計画においてもその視点を踏まえながら、若者の支援を含めたものとして表現を見直し、基本理念を実現するために求められる計画全体を通じた総合的な視点とします。

(1) こども・若者が自分らしく成長できる環境づくり

こども・若者は、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、こどもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。同時に、家庭においても社会においても、こども・若者の発達に程度に応じて、適切な意見表明や参画の機会が確保されることが大切です。

また、保護者が自己肯定感（自分のよさを肯定的に認める感情）を持ちながらこどもと向き合える環境を整えることで、こどものより良い育ちを実現することが可能となります。そのために、親としての自覚と責任を高めつつ、こども・若者の権利と健やかな発達が保障され「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

(2) 親をはじめとする周囲の大人がともに学び育つ地域づくり

こども・子育て支援においては、保護者が子育てについての第一の担い手であることを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整えることで、こどものより良い育ちを実現することが求められます。また、周囲の大人や地域・関係機関が連携して、親子の育ちを支える環境をつくっていくことが大切です。

そのために、親としての自覚と責任を高める働きかけと同時に、地域における多様な人材や資源を活用し、行政と地域が一体となって様々な子育て支援の取り組みを推進し、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性と支援のニーズに配慮しつつ、その子育て力を高めていけるよう働きかけます。

(3) こども・若者の育ちと最善の利益のために協働するまちづくり

「すべてのこども・若者とその家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、こども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域には保育所・認定こども園等、学校を始めとする教育機関、各種の地域団体、その他の関係機関など、こども・若者の成長を支えるために必要な知識や技術、人材、施設などの福祉・教育資源が存在しています。またこうした資源の整備・充実を図り、こども・若者の最善の利益のために行動することは、行政の重要な役割です。市民・地域・行政・関係機関が協働して、こども・若者の成長にとってより良い環境づくりのために、こどもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

3 基本目標

基本理念を実現するために、本市が実施する分野別の取組について、次の4項目を基本目標とし、各分野の施策の柱として、総合的に施策を推進します。

(1) こども・若者の育ちをともに支える社会の形成

- ・ こどもの人権を守る教育を推進し、虐待やいじめの防止に取り組みます。また、こども・若者の社会参画や意見表明が大切にされる社会を目指す取組を推進します。
- ・ こども・若者の多様な体験・活躍の機会の提供に取り組みます。
- ・ 妊娠・出産期から成人として成長するまでの間の切れ目のない保健・医療の確保について、母子保健部門等関係機関との連携を強化し、小児医療の充実に努めるとともに、すべてのこども・若者とその家庭に、切れ目のない細やかな支援の拡充を図ります
- ・ すべてのこどもが安心・安全な環境で育つことができるよう、地域や関係機関と連携した取り組みを進めます。

(2) 多様なニーズに対応した支援の充実

- ・ 発達に支援が必要なこどもや障害のあるこども・若者の成長と社会参加を支える環境整備を行います。また、インクルーシブ教育の理念に基づき、すべてのこどもが教育を受ける権利を確保するために、必要かつ合理的な配慮を行い、適切な教育環境の充実に取り組みます。
- ・ 家庭の経済状況がこども・若者の生活・学習・進路にもたらす影響を低減させ、誰もが自分の可能性を伸ばせる社会の形成に向けて取り組みます。
- ・ 不登校、ヤングケアラー、社会的擁護を必要とするこども・若者等、特に支援が必要なこども・若者への支援の充実を図ります。

(3) ライフステージに応じた成長の支援

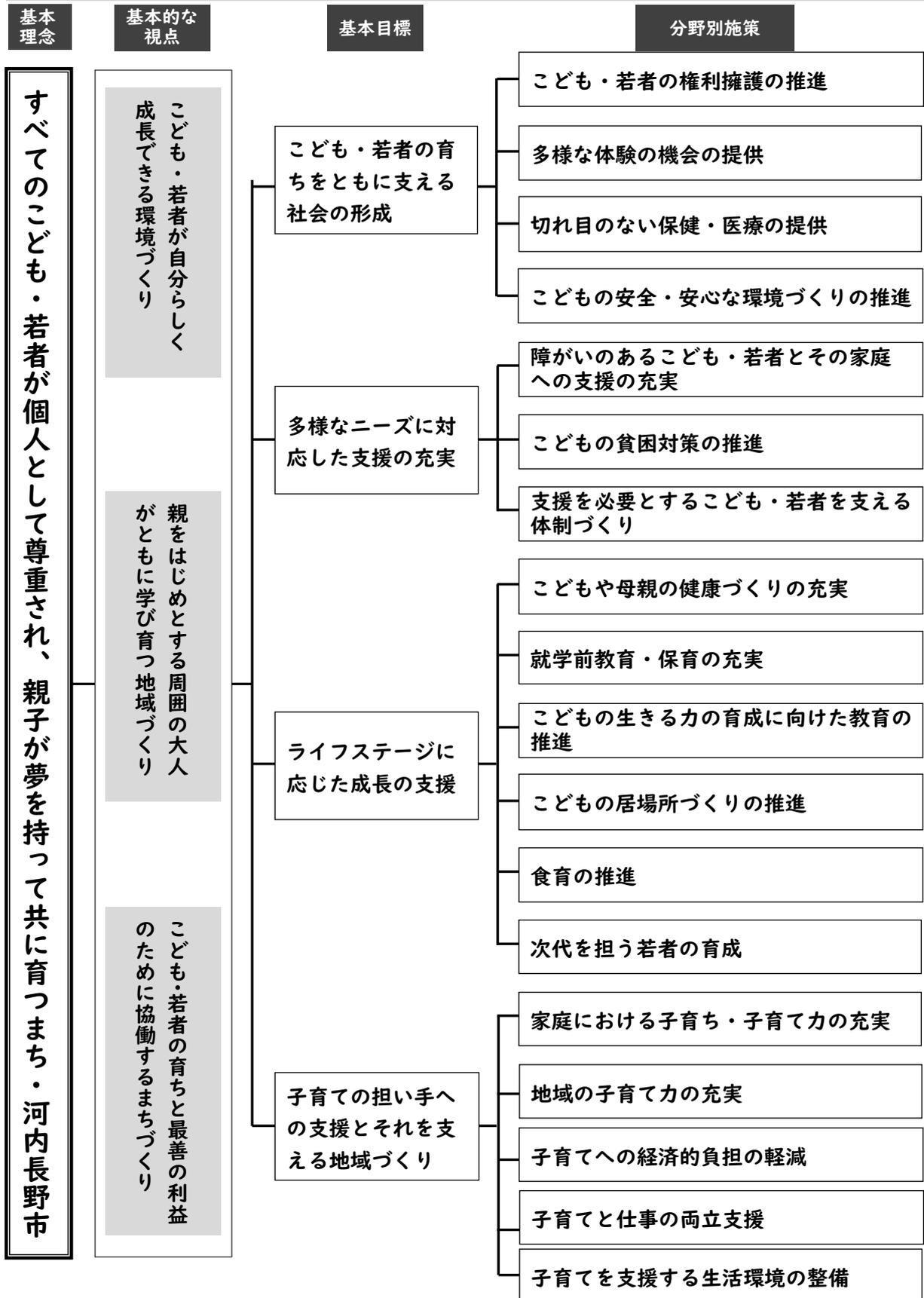
- ・ 安心して妊娠、出産、育児ができるよう、相談や交流の場を提供します。
- ・ 次代を担うこどもたちに食育を推進し、正しい食習慣の普及啓発を図ります。
- ・ 幼児教育から初等教育へと円滑に移行できるよう、保育所や認定こども園等と小学校との連携を強化します。
- ・ こどもたちが社会の一員としての自覚や社会性を育み、親や家庭について学び、家庭教育についての理解が深まるよう、学習の機会を提供します。

- ・放課後児童対策の充実やこども食堂等との連携等を通じ、地域におけるこどもの居場所づくりを推進します。
- ・次代を担う若者が社会の一員として成長できるよう、進学・就労の支援や結婚・子育ての希望をかなえやすい社会の形成に取り組みます。
- ・子育てにかかる経済的負担を軽減し、経済的に困窮している家庭に対する支援の充実を図ります。
- ・青少年の健全育成を推進するため、地域、家庭、学校との連携を図ることで、その機会の充実を図ります。

(4) 子育ての担い手への支援とそれを支える地域づくり

- ・気軽に集まって相談や交流ができる「つどいの広場」や「子育てサロン」等で、当事者同士がともに支え合い、情報を交換し学び合う地域に根ざした活動の場を広げることで、こどもと親が共に育つ環境づくりを推進します。
- ・子育て中の親の孤立を防ぎ、子育ての不安や負担感を解消し、切れ目のない継続的な支援を実施します。また、関係機関が連携し、地域全体で子育て家庭を支援する体制を整備します。
- ・子育てにおける保護者の負担を軽減する各種の施策を着実に実施するとともに、特に経済的に厳しい状況に置かれやすいひとり親家庭への支援の充実を図ります。
- ・地域全体でこどもを支える取り組みにより、子育てと仕事が両立でき、安心してこどもを産み育てられる環境を整えます。
- ・公園や道路については、各施設について、長寿命化修繕計画を策定し、適切な維持管理を行います。関係機関との連携強化により、交通環境の整備等良好な居住環境の確保に努めます。

4 施策体系



第4章 分野別施策の展開

基本目標Ⅰ：こども・若者の育ちをともに支える社会の形成

施策の方向Ⅰ こども・若者の権利擁護の推進

こども・若者が社会の一員として健やかに成長するためには、一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。また、こどもの最善の利益を考え、こどもにやさしいまちづくりを進めることは、こどもだけではなく、本市に住み、訪れるすべての人にとってやさしいまちづくりにつながります。

こどもにとって大切な権利を保障するとともに、こどもが育つための支援やこどもを育てていくための支援を進めるため、こどもの人権に関する教育の推進や啓発活動を進めます。

特に、児童虐待は、こどもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。育児不安や児童虐待の予防と早期発見に努め、子育て家庭の様々な意味での孤立を防ぐための対策を行います。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①こどもの人権の尊重	こどもの人権を守る教育の一環として、虐待・暴力行為への対処や、いじめの防止に対応した取り組み等を今後も実施します。
②人権啓発活動の推進	「人が人として生きる権利」は、大人でもこどもでも変わりありません。様々な人権課題について、啓発イベントや広報紙などで情報発信を行うとともに、身近な小中学校、公民館などで、学習機会の提供に努めます。
③児童虐待防止の推進	<p>児童虐待を防止するため、「要保護児童対策地域協議会」を中心に、大阪府子ども家庭センターなどの関係機関や他の事業との情報共有や連携を図りながら、要保護児童の実態把握、見守り活動等、具体的な援助方法についての意見交換および啓発活動を行うなど、発見からサポートにいたる総合的な虐待防止の取り組みを推進します。</p> <p>また、「こどもファミリーセンター」を設置し、虐待対応のみならず、産前産後の支援に至るまで、すべてのこどもおよび妊産婦等の家庭の相談をチームで支援する体制を整えます。</p> <p>さらに、母子保健事業や家庭支援事業、その他の多様なサービスや地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援を届ける体制の充実を図り、特に支援が必要な家庭への利用勧奨を行います。</p>

取り組み名	取り組み内容
④社会参画や意見表明の機会の充実	こども・若者が社会の一員として、自身に関係する物事に関して意見を表明する機会や、多様な社会的活動に参画する機会が確保される必要があることについて、広く周知・啓発を行うとともに、こども・若者施策にこども・若者の声を反映させる仕組みづくりについて検討します。
⑤多様性が尊重される社会に向けた機運の醸成	こども・若者が固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押し付けられることなく、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう、ジェンダーの視点を取り入れた周知・啓発の充実、および権利侵害があった場合の相談支援の充実に取り組みます。
⑥配偶者に対する暴力の防止の推進	関係機関との連携のもと、DVの防止および被害者に対する相談支援・体制の充実を図ります。

施策の方向2 多様な体験の機会の提供

こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながると言われています。こうした遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりを踏まえ、その機会を保障していくことが求められています。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①こども・若者の体験・活躍の機会の提供	こども・若者の年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験などの多様な体験・遊びを経験することができ、またこども・若者が主体となって活躍できる場が提供されるよう、地域、学校・園、家庭、民間事業所、関係機関等が連携・協働して取り組みます。
②生涯学習施設や公園等の施設利活用の推進と整備	地域の公民館やコミュニティセンター、公園など、子育てに有効なコミュニティ活動の拠点について、今後も維持・補修を継続し、有効活用に努めます。 また、公民館では、こどもが継続的に活動できる場（機会）を提供する「公民館子ども教室」、夏休みには、様々な体験の機会を提供する「夏休み子ども教室」を継続して展開します。
③自然体験・ボランティア体験等体験活動の機会の充実・拡大	青少年リーダー等の協力を得て自然体験や学習事業等を継続し、新しい人との出会いを通じて、こどもたちの豊かな感性を育めるよう努めます。
④多文化共と国際交流の推進	社会教育や学校教育、生涯学習の場において、国際理解や国際交流を深めるとともに、多文化共生意識を高める取組みを推進します。さらに、河内長野市国際交流協会との連携を強化し、多様な市民団体との協働による各種の取組みを進めます。

施策の方向3 切れ目のない保健・医療の提供

核家族化などの影響により、家庭においてこどもの病気に対する基礎知識が不足しがちになっているため、こどもの急な体調変化の際の相談体制の充実や、夜間・休日等における医療体制の充実が必要となっています。また、こどもの病気や事故等は、急激な変化から命にかかわることも少なくないため、夜間や休日であっても適切な診療が受けられるよう体制を整備することが必要です。

関係機関と連携をとり、小児医療の充実に努めるとともに、疾病の早期発見に取り組みます。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①小児救急医療体制の充実	小児急病診療については、近隣市町村と共同で医師の確保を行い、小児科医の協力のもと、中学生までのこどもに対して、夜間や休日でも適切かつ迅速な医療が受けられる体制を確保します。
②「かかりつけ医」等の普及による予防的取り組みの推進	こどもの健康について、日頃から相談できる「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」の普及・啓発活動を乳幼児健康診査等を利用し、推進します。
③未熟児養育医療給付事業の推進	身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を国・府・市が負担して助成します。
④思春期における心と身体の健康づくりの推進	食生活をはじめ、健康に関する基本的な知識を身につけるとともに、喫煙・飲酒などについての正しい知識を提供するなど、「心」と「身体」の両面から知識の普及に努め、思春期における健康づくりを推進します。
⑤こども・若者の自殺対策	こども・若者の自殺を防ぐための取り組みとして、関係機関への情報提供、こどもに関わる専門職の研修の充実、相談支援機関の周知等を行います。

施策の方向4 こどもの安全・安心な環境づくりの推進

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、こども見守り事業を通じ、関係機関との連携・協力の強化を図ります。

また、警察、行政、保育所・認定こども園等、小学校、中学校、地域等の連携や協力による防犯対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化します。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①地域の総合的な見守りネットワークの充実	様々な団体や組織等が相互に連携し、地域における総合力や機動力を強化することにより、見守りなどのネットワークを充実させ、こどもの安全・安心な環境づくりを推進します。
②こどもが健やかに育つ環境づくりの推進	市民・学校・自治会・ボランティアなどと連携し、こども向けの体験活動や地域環境向上のための啓発活動の実施や街頭パトロールなどへの協力を求めるとともに、引き続き青少年健全育成にかかわる地域ボランティア等と連携しながら地域総ぐるみで青少年の健全育成に努めます。
③こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	P T A等の学校関係者や自治会などをはじめ、地域の自主防犯活動団体への防犯意識を高めるとともに、地域住民によるこどもの見守り活動を推進し、こどもたちの安全確保に努めます。
④被害にあったこどもへの支援	スクールカウンセラーの派遣を継続し、学校、関係機関との相互連携による、いじめ、虐待、犯罪などに巻き込まれ被害にあったこどもへのきめ細やかな取り組みを推進します。
⑤安全なインターネット利用のための支援	主体的に情報通信技術を活用できる能力や情報リテラシーの習得、適切なインターネット利用に関するこどもや保護者への啓発等、安全にインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。
⑥交通安全を確保するための活動の推進	こどもが交通事故等の犠牲にならないよう、保育所・認定こども園等・小学校等における交通安全教室など、啓発活動や交通安全教育を継続して推進します。

基本目標 2：多様なニーズに対応した支援の充実

施策の方向 1 障がいのある子ども・若者とその家庭への支援の充実

近年、保育所・認定子ども園等・学校において、発達障がいなど配慮が必要な子どもが増加の傾向にあります。知的・肢体不自由・自閉情緒など支援のあり方が課題となっています。

また、医療的ケアを必要とする子どもの支援の充実も求められています。障がいのある子どもとその家庭に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かい支援を行っていく必要があります。障がいのある子どもが地域のなかで安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、相談・療育の充実や関係機関のネットワーク体制の充実に推進します。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①障がいのある子ども・医療的ケアを必要とする子ども等の相談・療育の充実	<p>保育・母子保健等の連携のもと、乳幼児期の保護者の「気づき」への支援だけでなく、乳幼児健康診査や発達相談を含む経過観察診査が発達障がい等の早期発見・早期支援につながる場となるよう、支援体制を充実します。</p> <p>また、個々のニーズに応じた丁寧な支援を行うことができる体制の強化に努めます。さらに、サポートブック「はーと」の活用を通じて、保護者を支援するとともに、切れ目のない一貫した支援を行えるよう、関係機関のネットワーク体制の充実に図ります。</p> <p>医療的ケア児や重度心身障がい児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、支援体制の充実に図ります。また、難聴児、強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する児童等についても、きめ細やかな支援を行えるよう取組みを推進していきます。</p>
②障がいのある子どもの教育の充実	<p>インクルーシブ教育の理念に基づき、障がいのある子どももそうでない子どもも、地域でともに学び、ともに育つ教育の充実に図ります。</p> <p>また、保育所における医療的ケア児については、看護師が配置されている園で受け入れ、緊急時の対応や搬送先の確認など、関係機関と連携を図りながら取り組みます。</p> <p>放課後児童会で配慮を要する児童の支援については、加配職員を配置し、保護者、学校との連携を図ります。</p> <p>さらに、支援学級の環境整備の充実や通常の学級における配慮を要する子どもたちの学習や活をサポートする支援員の配置に継続して取り組みます。</p>
取り組み名	取り組み内容

取り組み名	取り組み内容
③関係機関のネットワーク体制の充実	学校、学識経験者、保健医療、保育所・認定子ども園等、福祉の専門機関が相互に連携しながら子どもや保護者への支援体制づくりに取り組み、巡回相談や5歳児健康診査などで相談のあったこどもの適正な就学のための就学相談の充実を図ります。
④重度障がい者医療費助成事業の推進	身体障がい者および知的障がい者などに対し、医療費の一部を助成することにより、その健康の保持および生活の安定に寄与し、福祉の増進を図ります。
⑤特別児童扶養手当制度の広報・普及	障がいのある子どもを養育する世帯の経済的負担の軽減を図るため、助成の適正実施と制度の情報提供に努め、児童福祉の向上とこどもの健全な育成を図ります。

施策の方向2 こどもの貧困対策の推進（こどもの貧困対策計画）

厚生労働省「2022（令和4）年 国民生活基礎調査」によると、17歳以下のこどもの貧困率は11.5%となっています。また、こどもがいる現役世帯のうち、「大人が一人」の世帯では貧困率が44.5%、「大人が二人以上」の世帯では8.6%となっており、ひとり親世帯における貧困率が高くなっています。

貧困状態にある世帯で育つこどもは、医療や食事、学習、進学等の面で極めて不利な状況に置かれ、地域や社会から孤立し、将来も貧困から抜け出せない（いわゆる負の連鎖）傾向にあることが明らかになりつつあります。

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、困難を抱えているこどもとその家庭を支援し、こどもの貧困対策を推進します。

また、改正子ども貧困対策推進法が令和元年9月7日に施行され、市町村にも貧困対策計画を策定する努力義務が課せられたことを受け、本計画にこどもの貧困対策計画を盛り込むこととします。

基本方針1 教育支援に対する取り組み

困窮度が高くなるにつれて、高等教育を諦める傾向にあることから、すべてのこどもへの教育の機会均等が図られるような施策展開を検討します。

また、貧困の連鎖を断ち切るため、総合的なこどもの貧困対策に取り組みます。

その対策として、はじめに、幼児教育・保育の無償化の推進があり、幼児期に質の高い教育を保障することで、将来の進学率の上昇や所得の増大をもたらすなど、経済的な格差を是正し、貧困を防ぐ有効な手立てであると考えています。次に、すべてのこどもが教育を受ける権利を確保するための方策の一つである生活困窮者自立支援制度のこどもの学習・生活支援事業の利用を推進することで、すべてのこどもが安心して質の高い教育を受けられるよう取り組みます。

また、将来の貧困を防止する観点から、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減に取り組みます。

基本方針2 生活支援に対する取り組み

困窮度が高くなるにつれて、ひとり親世帯である割合が高くなることから、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」や「自立支援給付金」等の施策を活用して、経済的自立に向けた支援の充実を図ります。

また、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じて、適切な関係機関につなぐなど、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計改善支援事業を実施します。

特に、こどもに対する生活支援として、児童養護施設等の退所児童等の支援、食育の推進、居場所づくりへの支援など、妊娠期から子育て期にかけて、切れ目のない支援を行える体制づくりを推進します。

また、生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、こどもの学習・生活支援事業を実施し、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援により、就労による自立を支援します。

基本方針3 就労支援に対する取り組み

保護者に対する職業の安定と向上に資するため、子育てと仕事を安心して両立できる働き方の実現に向けた施策の推進を図っていきます。

さらに、ひとり親家庭への相談体制や就労支援の充実により、ひとり親家庭の自立を促進します。また、生活困窮や生活保護受給世帯への就労支援については、就労支援員による支援やハローワークとの連携によるチーム支援など、親の状況に合った、きめの細かい支援に取り組めます。

基本方針4 経済的支援に対する取り組み

困窮度が高くなるにつれて、ひとり親世帯である割合が高くなる傾向にあることから、児童扶養手当の適正な給付や母子福祉資金貸付金などの周知に努める一方で、金銭面だけでなく、親の働き方やこどもとの関わり方等の要素も大きいことも踏まえ、様々な支援を組み合わせ、その効果を高めていきます。

また、本市では、経済的理由により就学が困難な児童および生徒の保護者の方に、小中学校での学習に必要な費用の一部を就学援助費として支給しています。

さらに、経済的理由により、高等学校・高等専門学校等への就学が困難な市内在住の方を対象に、河内長野市奨学金を支給するなど、経済的支援を行っており、今後も引き続き、経済的負担の軽減を図る支援策について、検討を進めます。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①学びを支える環境づくりの推進	すべての子どもが教育を受ける権利を確保するための方策の一つである生活困窮者自立支援制度のこどもの学習・生活支援事業の利用を推進します。
②生活を支える環境づくりの推進	生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の家計改善支援事業、こどもの学習・生活支援事業や就労準備支援事業を活用することにより、生活の安定および自立を図ります。
③生活困窮者の自立支援事業の推進	生活保護を受給されている家庭に対しては、自立生活をめざした支援を継続するとともに、生活に困窮されている家庭に対しては、生活保護に至らないよう自立生活の維持をめざした支援を継続していきます。
④こどもの居場所づくりの推進	困窮度が高くなるにつれて、ひとりで過ごしたり、ひとりで悩む傾向にあることから、子どもたちが安全で安心できる居場所づくりを推進します。

取り組み名	取り組み内容
⑤こども食堂をはじめとした地域食堂への支援	地域活動団体等が主催する「こども食堂」や「地域食堂」について、社会福祉協議会とともに支援し、こどもの貧困対策と居場所づくりのさらなる推進を図ります。
⑥児童扶養手当制度の広報・普及	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、手当の適正実施と制度の情報提供に努め、児童福祉の向上とこどもの健全な育成を図ります。
⑦児童手当制度の広報・普及	手当の適正実施と制度の情報提供に努め、児童福祉の向上とこどもの健全な育成を図ります。
⑧教育費負担の軽減	すべてのこどもが安心して教育を受けられるよう、就学援助、奨学金支給（高校・高専等）により、就学にかかる経済的負担の軽減に取り組みます。また、国・府の修学（就学）支援制度等の周知を図ります。

施策の方向3 支援を必要とする子ども・若者を支える体制づくり

国の子ども大綱では、めざすべき社会像を「子どもまんなか社会」と表現し、その内容を「すべての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」だとしています。

近年、個人や世帯が抱える課題が複雑・複合化しており、こうした状況にきめ細かに対応し、より包括的で柔軟な支援を提供できるよう、本市では重層的支援体制整備事業を進めています。既存の支援の充実に併せて、身近な地域活動団体から各関係機関までが連携した緊密なネットワークの構築を進めることで、子ども・若者をはじめ、誰もがひとしくその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる地域社会を目指します。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①不登校の支援	<p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職の配置や校内教育支援ルームの設置、ゆう☆ゆうスペースの充実、NPOやフリースクール等との連携など、不登校の子どもへの支援の充実に図ります。</p>
②ヤングケアラーの実態把握と支援	<p>本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、広く支援の輪を広げるための取り組みを進めるとともに、子ども総合相談窓口の周知に努めます。</p> <p>さらに、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、子どもやその家庭への支援につなげます。</p>
③社会的養護を必要とする子ども・若者の支援	<p>社会的養護を必要とするすべての子どもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるよう、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援等を行うとともに、児童養護施設等の充実、里親の確保等に取り組みます。また、社会的養護経験者が進学・就学等において孤立や困難を経験しやすいことを踏まえ、関係機関が連携して支援のあり方を検討します。</p>
④各種の支援や制度に関する情報提供の強化	<p>支援を必要とする子どもやその家庭ほど、公的な支援制度や必要な手続きについての情報を受けられていない傾向があることから、必要な人に必要な支援を届けるための情報提供の強化について、多様な媒体を活用するとともに、関係機関と連携した取り組みを推進します。</p>

取り組み名	取り組み内容
⑤相談支援の充実	<p>教育相談センターの相談体制の充実を図るとともに、大阪府子ども家庭センターとの連携のもと、今後も児童生徒が気軽に相談できる環境づくりや児童生徒の抱える様々な問題を早期に発見し、相談体制の充実を図り、適切に対処できる体制づくりを推進します。</p> <p>また、進学・就業や人間関係等に悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。</p>

基本目標 3：ライフステージに応じた成長の支援

施策の方向 1 こどもや母親の健康づくりの充実

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。さらに、核家族化の進行なども影響し、子育て中の親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。

安心して出産・子育てができ、すべてのこどもとその家庭ならびに妊産婦が切れ目なく必要な支援を受けられるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、保健指導等の母子保健事業を実施するとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、相談や交流の場を提供します。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①乳幼児・保護者への支援	<p>乳幼児健康診査（乳児一般健康診査、4か月児健康診査、乳児後期健康診査、1歳7か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査、5歳児健康診査）の受診の必要性を啓発するとともに、引き続き健診未受診児の把握に努め、児童虐待の発見や育児に悩む保護者への支援につなげます。</p> <p>また、乳幼児健康診査後の支援体制を充実させるために、引き続き経過観察健康診査事業を実施します。</p>
②妊産婦への支援	<p>妊娠届出時に面接を行い、妊娠中に利用できるサービスの情報提供等を行うとともに、個別の支援が必要な妊婦に対しては、サポートプランを作成し、妊娠からの支援の充実を図ります。</p> <p>両親教室（ママパパ教室）、プレママあんしんサロン、マタニティあんしん相談等、を実施し、妊婦とその家族が心身ともに健やかな妊娠期を過ごし、子育てへの十分な準備を整えるよう支援を行います。</p> <p>妊婦健康診査の受診により、妊娠中の異常を早期発見し、適切な保健指導を受けられる体制を整えます。</p> <p>また、出産を望む女性に対し、適切な医療が受けられるよう不育症の治療費助成を継続して実施します。</p> <p>産後は、産婦健康診査を実施し、医療機関等との連携を図ります。育児や産婦自身の心身の状況等に関して不安を持つ人に対しては、産後ケアの利用や、生活援助のためのヘルパー派遣など、産前産後の支援事業を実施することにより、産婦とその家族が健やかな育児をできるように支援します。</p>

取り組み名	取り組み内容
③出産・育児相談の充実	<p>令和6年度より「こどもファミリーセンター」を設置し、「☆ゆめつく☆（保健センター）」「子ども・子育て総合センターあいく」 「こども子育て課」が連携し、妊娠期から出産・子育て期にわたり、切れ目のない支援の充実を図っています。</p> <p>保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士・保育士等の専門職による育児相談、訪問指導を充実し、育児不安の解消に努めます。</p> <p>また、妊娠中や出産後、間もない時期より利用できる事業や親子関係形成支援事業の育児講座等により育児の孤立を防ぎ、気軽に相談できる場所と仲間づくりのサポートを今後も継続します。</p> <p>さらに、「こども相談総合窓口」をこども子育て課内に開設して、こどもや子育てに関する悩みなどを受け付けています。</p>

施策の方向2 就学前教育・保育の充実

河内長野市のこどもの教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべてのこどもに等しく機会を与えて育成していくことが必要であると認識し、家庭や地域、乳幼児期の教育にかかわる保育所・認定こども園等、その他の教育関係機関すべてが連携し、楽しく安心した子育てと、こどもの成長に応じた質の高い乳幼児期の教育の推進とともに、学校教育への円滑な移行に向け、小学校との連携のさらなる充実に努めます。また、各園の取り組みを支援し幼稚園教諭・保育士・保育教諭の人材の確保と保育の質の向上を図ります。

さらに、就学前教育・保育施設が地域における子育て支援の拠点として、施設を利用しない保護者を含む子育て世帯の支援に取り組む体制の充実に努めます。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
① 幼児期の教育の推進	幼児期の発達段階に応じ、豊かな感性を養うとともに基本的な生活習慣を身につけるなど、人格形成の基礎を培う教育・保育を推進し、幼児期に生まれた資質能力を踏まえ、小学校教育へと円滑に移行できるよう、各園と小学校との連携のさらなる充実に努めます。
② 保育内容の充実	<p>幼児教育アドバイザーを活用した取り組みや公開保育、合同研修会などを実施し、保育所・認定こども園等の連携を進め、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の人材育成・保育の質の向上を図ります。また、働き続けることができる職場づくりを目指し、情報の共有を図ります。</p> <p>また、ハード面においては、老朽化している保育施設改修を進めます。</p>
③ 家庭教育支援の充実	幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取り組みを推進するとともに、子育てに悩みや不安を抱える保護者など、地域における保護者に対する家庭教育支援の充実に努めます。
④ 保育ニーズへの対応	<p>希望する時に速やかに利用できる保育サービスの推進を図ります。特に、0～2歳児については、既存の保育所および認定こども園でのこども誰でも通園や休日保育の実施等により園の実情に合った受入体制の充実に努めます。また、保育士確保にも取り組みます。</p> <p>さらに、少子化の中でも良質な保育を提供し続けることが大きな課題であることから、個々の施設の強み、体制等の役割分担の下で、他の子育て支援機関等とも連携・協働したうえで、多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備を図ります。</p>

施策の方向3 こどもの生きる力の育成に向けた教育の推進

幼児期および学齢期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。集団のなかでの学びを通して、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の基礎や、豊かな社会性が育まれるよう、発達段階に応じた質の高い教育の充実を進めます。

また、こどもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえ、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校などの職員等が保育・教育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続を目指した共通の見通しが持てるよう連携のさらなる充実に努めます。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①確かな学力と豊かな心を育む教育活動の推進	確かな見通しを持って、たくましく生きるための力、確かな学力、豊かな心、道徳心、健やかな体等を自ら求めようとする意欲や態度を育み、知・徳・体の調和のとれたこどもの育成に向けて、地域や各園・学校の実情に応じた教育活動を推進します。
②健康や体力を向上する活動の推進	こどもたちの健康・体力づくりに取り組むとともに、気軽にスポーツに親しめるよう親子を対象としたスポーツ事業を実施します。
③こどもの健全育成のための取り組みの推進	こどもの問題行動の解決のため、地域におけるこどもの生活環境の改善を図るとともに、こどもと地域の大人とのつながりを積極的に作ることで、こどものころから地域への愛着を持つことができる取り組みを進めます。
④読書活動の推進	4か月児健康診査時に絵本の読み聞かせなどをはじめとして、積極的にいつでも、どこでも、誰でもが読書活動を行うことができる環境を整備します。
⑤放課後児童会の充実	入会児童数の増加の状況等を見ながら、放課後児童会の施設および体制の整備を実施し、今後も引き続き、こどもたちが安全で楽しく豊かに過ごせる環境を充実させていきます。

施策の方向4 こどもの居場所づくりの推進

地域のなかでの公共施設等を活用するとともに、生涯学習の振興の観点から市民一人ひとりが培ってきた学びを活かし、こどもの健全育成のための居場所づくり事業を推進します。また、自由な時間が減少傾向にあるこどもに対して、既成の事業参加型だけでなく、地域のなかで安心してこども同士が交流を行う場として、自主を重んじ、自由に活動や学習、遊びができるこどもの居場所づくりを積極的に推進します。

放課後児童対策については、すべての就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる体制づくりを推進します。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①学校施設の利活用の推進	<p>学校施設を学校教育の場としてだけではなく、学校やこどもの教育を支える地域の生涯学習の場として、また、地域との協働・交流を図る教育資源として有効活用を進めます。</p> <p>学校施設を社会教育の活動の場として開放し、こどもがさまざまな体験や活動を行うことができる場所づくりに努めます。</p>
②放課後児童対策の推進	<p>すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、小学校の余裕教室等を活用しながら、放課後児童会および放課後子ども教室を一体的にまたは連携して実施していくことを地域の団体等の協力を得ながら進めます。</p>
③こども食堂をはじめとした地域食堂への支援（再掲）	<p>地域活動団体等が主催する「こども食堂」や「地域食堂」について、社会福祉協議会とともに支援し、こどもの貧困対策と居場所づくりのさらなる推進を図ります。</p>

施策の方向5 食育の推進

生活習慣病の若年化、栄養摂取の偏り、朝食の欠食など、食生活の健康への影響が懸念されるとともに、家族そろっての食事の機会が減少していることが指摘されています。次代を担うこどもの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育てていく基礎となるものであることから、こどもの成長、発達に合わせた切れ目のない取り組みを推進していきます。そのためにも、乳幼児期からの望ましい食習慣の指導や情報提供を行うとともに、保育所、認定こども園や学校等における食習慣の形成に努めます。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
① 健康的な食生活の支援	<p>乳幼児健診等において「規則正しい生活リズム」や「朝食の大切さ」等の望ましい食生活の重要性について、情報提供をします。</p> <p>また、離乳食講習会、離乳食・幼児食相談会等を実施し、望ましい食習慣の普及や保護者の不安の軽減を図ります。</p> <p>保育所、認定こども園、幼稚園、学校で、健康的な食生活等についての取り組みと保護者への情報発信を実施します。</p>
② 多様な主体による食育推進の展開	<p>食育月間（6月）や大阪府食育推進強化月間（8月）に、重点的に食育に取り組み、食育の周知と定着を図ります。</p> <p>「食育だより」の発行や栄養教諭による授業等により、食育の指導を行います。</p>
③ 地産地消の推進	<p>保育所、認定こども園、幼稚園、学校で、「食」を通じて地域の自然や文化等への理解を深めるため、給食において河内長野市産や大阪府産等の食材の積極的な活用を図ります。</p>

施策の方向6 次代を担う若者の育成

生命を尊び、相手を思いやる心は、様々な遊びや経験を通して育まれていくものです。豊かな体験活動の機会を提供し、こどもたちが社会の一員としての自覚や社会性を育むとともに自己肯定感を高め、自己実現を図ることができるよう大人が見守り、支援することが求められています。次代の親となっていくこどもたちが、道徳性や生活態度を身につけ、親や家庭について学び、愛着形成の重要性について、理解が深まるよう、学習の機会を提供していきます。

また、次代を担う若者が生活の基盤を確保するとともに、一人ひとりの結婚・子育てに関する希望をかなえやすい社会の形成に向け、必要な支援に取り組みます。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①小中学生・高校生が命の大切さを学ぶ機会の充実	小・中学生、高校生が保育所・認定こども園等での職場体験や保育実習の場などを通じて、乳幼児とのふれあいを体験する機会を提供します。また、子ども子育て総合センターあいくが小中学校・高校と連携し、育児中の保護者から育児についての話を聞く機会など、子育てについて考える機会を提供します。
②小中学生・保護者を対象とした「親 <small>おやがくしゅう</small> 楽習」の実施	家庭、地域、行政が連携しながら、小中学生や保護者を対象とした、「親」をまなぶ、「親」をつたえるという参加型の学習教材等を活用した親学習講座を推進していきます。
③進学・就学の支援	若者が、家庭の経済状況にかかわらず、学びの機会を確保できるよう、各種の支援制度に関する情報発信等を行います。 また、こどもに対する学習相談や学習支援、地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援に関する情報提供等について、関係機関と連携して取り組みます。
④就労の支援	学校教育においては、将来的なキャリア形成に向けたキャリア教育の充実を図ります。就労において困難に直面した若者が、必要な支援につながるができるよう、ハローワークや地域若者サポートステーション等をはじめとする関係機関と連携した情報提供や相談支援を行います。また、障がいのある若者の就労における合理的配慮の提供等について、事業者への周知、理解促進に取り組みます。
⑤結婚・子育ての希望をかなえやすい社会の形成	結婚することやこどもをもつことなど、一人ひとりの若者の家族を持つことへの希望をかなえやすい社会の形成に向け、出産・子育て支援の充実等の環境整備に取り組みます。また、大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を活用した取り組みの推進等を通じて、多様な家族のあり方が承認される社会の実現を図ります。

基本目標 4：子育ての担い手への支援とそれを支える地域づくり

施策の方向 I 家庭における子育て・子育て力の充実

人と人の支え合いのなかで行われる子育てを通して、こどもの育ちに気づき、こどもの成長・発達を楽しみ、そうした姿を通して、子育ての喜びを実感できるように子育てを支援することや、安心してこどもを預けられる環境づくり、きめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供、すべてのこどもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①総合的な子育て支援ネットワークの構築	母子保健・児童福祉の一体的な運営を行う「こどもファミリーセンター」を設置し、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なくもれなくすべてのこどもや家庭への支援を提供する体制を整えます。また、「こどもファミリーセンター」と関係機関との連携を強化し、地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援を届けていくための中核的機能を担っていきます。
②子育てと親育ちを育む実践の充実	妊娠中や出産後、間もない時期より、妊婦や同年代の親子が集まる場の提供を行い、育児の不安解消や孤立を防ぎ、気軽に相談できる場所と仲間づくりのサポートを継続します。さらに、「こども相談総合窓口」では、こども自身や保護者、地域の方からの相談を幅広く受け付けることで、こどもや子育てに関わる情報の提供や助言を行いこどもの健やかな育ちを支援します。
⑤子育て情報の充実・強化	子育て情報サイト「キラキラねっと」や市公式LINEによる情報発信をはじめ、あいつくだより「キラ☆キラ」、子育て支援ガイド、保育利用ガイドなど、様々な媒体を活用して、子育てにおける情報提供のさらなる充実を図ります。 また、情報を効果的に必要な世代に届けるために、多様な情報発信ツールの活用に努めます。
⑥小中学生・保護者を対象とした「 <small>おやがくしゅう</small> 親楽習」の実施	家庭、地域、行政が連携しながら、小中学生や保護者を対象とした、「親」をまなぶ、「親」をつたえるという参加型の学習教材等を活用した親学習講座を推進していきます。

施策の方向2 地域の子育て力の充実

地域における様々なネットワークを生かして、地域で活動しているNPOや団体、市民ボランティア活動等の充実や企業と連携し、子育て支援サービスの向上と共に、子育てしやすいと感じられる「こどもまんなか」の社会的気運の醸成を幅広い層にはかります。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①地域の子育て支援の場の充実・拡大	<p>公共施設や保育所など地域にある身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる地域子育て支援拠点の充実を図ります。気軽に集まって相談や交流ができる「つどいの広場」や「子育てサロン」等で、当事者同士が共に支え合い、情報を交換し学び合う、地域に根ざした活動の場を広げます。</p> <p>また、孤立を防ぎ、こどもが安心してすごすことができる生活の場の整備に努めます</p>
②保育所・幼稚園・認定こども園における地域事業の充実と連携の強化	<p>子育て家庭の身近にある、保育所・幼稚園・認定こども園などにおいて、気軽に利用できる地域事業の充実を図り、育児相談や親子で遊べる場の提供など、地域の子育ての拠点としての活用を推進します。</p>
③親子の「つながり」や地域参加への支援	<p>住民が協働して創る校外学習など親子がともに参加する機会や場づくりを支援することで、成長期のこどもとその保護者との「つながり」を強め、こどもの健やかな成長を目指すとともに、保護者が地域やボランティア等との連携を深めることで、その「つながり」を強化し、保護者の積極的な地域活動の参加を推進します。</p>
④すべてのこどもが幸せな状態で成長できるような地域づくり	<p>子育て家庭の状況に応じて、地域や企業・民間団体等が連携し、社会全体で切れ目なく支え、子育て当事者に寄り添いつつ、子育て当事者が支援策と自然につながる仕組みを整え、良好な成育環境を確保し、すべてのこどもが幸せな状態で成長できるような地域づくりに取り組みます。</p>
⑤共働き・共育の推進による、男女共同参画意識の醸成と啓発	<p>家庭内において、育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦やパートナーが相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。</p> <p>また、講演会や講座などの多様な機会を通じて、職場、地域、家庭などにおいて、男女共同参画への理解促進を図ります。</p>

施策の方向3 子育てへの経済的負担の軽減

少子高齢化や単身化がさらに進行し、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しいなか、地域、市民に大きな影響を及ぼし、子育てにかかる経済的負担が増大しているといえます。

今後においても、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者やこどもの生活支援、保護者の就労支援等を充実します。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①子ども医療費助成事業	0歳から18歳までの子どもを抱える家庭に対し、こどもの医療費の一部を助成することにより、必要とする医療を容易に受けることができる、安心できる医療体制の充実を継続していきます。
②就学援助事業の推進	経済的理由により、就学困難な児童生徒の保護者に、学用品などの諸費用の援助を今後も継続していきます。
③児童手当制度の広報・普及（再掲）	手当の適正実施と制度の情報提供に努め、児童福祉の向上とこどもの健全な育成を図ります。
④生活困窮者の自立支援事業の推進（再掲）	生活保護を受給されている家庭に対しては、自立生活をめざした支援を継続するとともに、生活に困窮されている家庭に対しては、生活保護に至らないよう自立生活の維持をめざした支援を継続していきます。
⑤子ども服等のリユース事業の促進	家庭で不要になった子ども服などを回収し、春と秋の年2回、希望者に無料で譲る「ぐるぐるマルシェ」を開催し、家庭に持ち帰り、リユースすることで、ごみの減量化と資源化とともに、子育て世帯の支援につなげることを目的として取り組みを継続します。
⑥教育費負担の軽減（再掲）	すべての子どもが安心して教育を受けられるよう、就学援助、奨学金支給（高校・高専等）により、就学にかかる経済的負担の軽減に取り組みます。また、国・府の修学（就学）支援制度等の周知を図ります。
⑦ひとり親家庭への相談体制の充実	母子・父子自立支援員を配置し、相談・情報提供機能を充実し、総合的な自立支援を図ります。特に、就労支援のための情報提供に努め、ひとり親家庭の自立を促進します。
⑧ひとり親家庭における就労支援の充実	自立支援プログラム策定員を配置し、ハローワークと連携して就労を支援する「ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業」により、相談者にあつた就労支援を行っています。また、就職に有利な資格を取得するために、養成機関での修業期間中に給付金を支給する「高等職業訓練促進給付金」により、ひとり親家庭の自立を促進します。

取り組み名	取り組み内容
⑨ひとり親家庭における生活支援の充実	<p>ひとり親家庭の母または父に対し、一時的に生活援助が必要なときや日常生活に困難をきたす場合、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」により、家庭生活支援員を派遣し、生活の安定を図れるよう支援します。</p> <p>また、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ります。</p> <p>ひとり親世帯の児童が保育所などに利用の申請を行った場合、利用に関して優先的に取り扱うなど、利用に関する支援を行います。</p>

施策の方向4 子育てと仕事の両立支援

仕事と子育てを両立する上で、教育・保育の提供の充実に加え、育児休業や短時間勤務等の制度が利用しやすい職場環境等、事業所における子育てへの支援が重要になります。利用者の多様なニーズを十分に踏まえてサービスの提供体制を整備し、きめ細やかな教育・保育の提供をより一層充実させ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、総合的な取り組みを推進します。

また、仕事と家庭の両立のために、家庭の重要性を再認識し、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、労働者や市民、事業所等に対する意識啓発を進めます。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①保育ニーズへの対応 (再掲)	<p>希望する時に速やかに利用できる保育サービスの推進を図ります。特に、0～2歳児については、既存の保育所および認定こども園でのこども誰でも通園や休日保育の実施等により園の実情に合った受入体制の充実を図ります。また、保育士確保にも取り組みます。</p> <p>さらに、少子化の中でも良質な保育を提供し続けることが大きな課題であることから、個々の施設の強み、体制等の役割分担の下で、他の子育て支援機関等とも連携・協働したうえで、多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備を図ります。</p>
②放課後児童会の充実 (再掲)	<p>入会児童数の増加の状況等を見ながら、放課後児童会の施設および体制の整備を実施し、今後も引き続き、こどもたちが安全で楽しく豊かに過ごせる環境を充実させていきます。</p>
③ワーク・ライフ・バランスの推進	<p>ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識の啓発や、男性中心型の働き方を見直していくとともに、男女が共に働きながら、子育てや介護に関われるよう意識改革や支援体制の充実に努めます。</p> <p>また、家庭や地域における男女参画を促進するため、教育・学習機会を提供し、意識啓発を図ります。</p>
④産休・育休からの円滑な職場復帰の推進	<p>産休・育休からの職場復帰が円滑に行えるよう情報提供や相談の充実を行うとともに、職場復帰後も有給休暇、育児・介護休暇などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発に取り組みます。</p>

施策の方向5 子育てを支援する生活環境の充実

誰もが安心して外出できる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れの人などへの子育て支援だけでなく、高齢者、障がい者などを含めたすべての人が快適に生活できる環境整備につながります。

若年世帯の定住・転入を促進するなど、より子育てしやすいまちをめざして、良好な居住環境の確保や公園等の整備に努めます。

また、幼い子どもを連れて安心して自由に行動し、活動できる移動空間を確保できるよう、道路環境の整備、公共交通機関のバリアフリー化などを進めます。さらに、子どもを事故から守るため、交通安全に関する教育を行うとともに、市民の自転車の運転マナー、交通安全意識の向上を図ります。

◆◆具体的取り組み◆◆

取り組み名	取り組み内容
①良好な居住環境の確保	空家バンク制度等を活用して、良好な中古住宅の流通を促進するとともに、市営住宅の計画的な改善等に努めます。また、子育て世代である若年層の定住・転入を促進します。
②公園等の整備	子どもたちが安心してのびのび遊べるよう、また、ゆとりをもって子どもを産み育てることができるよう、子どもの遊び場や高齢者の憩いの場としての公園・緑地の整備を図ります。
③子どもと保護者が利用しやすい「交通」環境等の整備の推進	子どもとともに外出しやすいように、公共施設や多くの市民が利用する施設への「赤ちゃんの駅」の設置を継続して促進します。また、歩行者が安全で安心して歩きやすい道路環境の整備のため、歩道段差の改善、歩道舗装の改修を実施し、市道の危険な箇所の減少に努めます。

第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援 事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

これまでの第1期、第2期の計画では、公立の幼稚園、保育所が学区に関わらず利用されていること、また、第2期計画策定時点においては、市内の保育所は低年齢の保育利用が一時的に利用超過の状態であり、保育ニーズに対応するためには広域での調整を図っていくことが求められたことから、行政区1圏域を教育・保育提供区域として、必要な事業量の確保を進めてきました。

これまでのところ、そうした運用において大きな問題はなく、圏域を分割する必要性に乏しいことから、本計画においても、引き続き行政区1圏域を教育・保育提供区域の基本とした上で、需要分析を行い、必要な事業の確保を進めていきます。

■保育の必要性の認定区分について

就学前教育・保育については、こどもの年齢や保育の必要性によって認定区分が異なります。

1号から3号の認定区分があり、それぞれ以下のように分類されます。

認定区分	対象者	利用時間	利用施設
1号	満3歳以上のこども 2号認定除く	教育標準時間 (4時間)	・幼稚園 ・認定こども園（教育利用）
2号	満3歳以上で「保育の 必要性の事由」に該当 するこども	保育短時間 (8時間)	・保育所 ・認定こども園（保育利用）
		保育標準時間 (11時間)	
3号	満3歳未満で「保育の 必要性の事由」に該当 するこども	保育短時間 (8時間)	・保育所 ・認定こども園（保育利用）
		保育標準時間 (11時間)	

※保育の必要性の事由とは、就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居または長期入院等している親族の介護・看護などの事由に該当することが必要です。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

(1) 教育利用の量の見込と提供体制

量の見込みの考え方

女性の就業率の上昇傾向に伴い、教育利用は全国的に減少傾向となっており、本市においても同様の傾向が続いていることから、引き続き教育利用については減少傾向を見込んでいます。

提供体制の確保方策

少子化と利用率の低下傾向により、今後の利用見込みが減少する予測となっていることから、既存施設において十分な確保が可能となっています。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3～5歳合計	431	387	349	306	262
確保方策	特定教育・保育施設	663	663	663	663	663
	確保方策合計	663	663	663	663	663

(2) 保育利用の量の見込と提供体制

① 2号認定

量の見込みの考え方

実績の利用率は増加傾向となっており、アンケート調査結果等を踏まえても保育利用は増加が見込まれることから、利用率が今後も上昇するものとして見込量を算出しています。

提供体制の確保方策

利用率は上昇が見込まれますが、少子化の影響で人口推計においては今後のこどもの数は引き続き減少傾向となることが予想されており、ニーズ量としてはこれまでとほぼ同程度から減少傾向の予測となるため、既存の施設で十分な対応が可能と考えられます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3～5歳合計	1,129	1,128	1,127	1,114	1,076
確保方策	特定教育・保育施設	1,143	1,143	1,143	1,143	1,143

② 3号認定

量の見込みの考え方

1歳児、2歳児は3～5歳児と同様に利用率が上昇傾向であり、計画期間における利用率についても上昇する見込みとしています。0歳児については、実績の利用率は横ばいで推移していますが、1歳以上の利用率の上昇に伴い、ある程度上昇する見込みとしています。

提供体制の確保方策

利用率は上昇が見込まれますが、少子化の影響で人口推計においては今後のこどもの数は引き続き減少傾向となることが予想されており、ニーズ量としてはこれまでとほぼ同程度から減少傾向の予測となるため、既存の施設で十分な対応が可能と考えられます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	0歳	79	79	78	77	76
	1歳	263	274	275	274	274
	2歳	370	328	340	338	335
	3号認定合計	712	681	693	689	685
確保 方策	特定 教育・ 保育 施設	0歳	152	152	152	152
		1歳	289	289	289	289
		2歳	340	340	340	340
	確保方策合計	781	781	781	781	781

※確保方策は利用定員であり、定員を上回る利用見込みについては定員の弾力化で対応予定。

(3) 誰でも通園制度の量の見込みと提供体制

事業概要等

今後の方向性

国から見込み等に関する手引きが示されていないため、現時点では記載していません

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人日					
確保方策	利用人日					

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 時間外保育事業

事業概要等

保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園等（2・3号）で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

これまでと同程度の利用があるという前提で見込量を算出しています（2・3号子どもが減少する見込みのため、利用人数は減少傾向となります）。

今後の方向性

引き続き、市内の保育所において延長保育を実施し、高まる保育ニーズに既存の保育施設で対応していきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数	467	465	462	460	452
確保方策	利用人数	467	465	462	460	452

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

事業概要等

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

利用実績が増加傾向であり、アンケート調査結果等を踏まえても引き続き利用率の上昇が見込まれます。少子化の影響で、利用者数はほぼ横ばいで推移する見込みです。

今後の方向性

入会希望児童数については、ほぼ横ばいで推移する見込みとなっており、施設・設備の充実や人材の確保等、必要な施策を実施していきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生（人）	300	314	283	304	323
	2年生（人）	282	277	292	264	284
	3年生（人）	271	249	246	258	235
	4年生（人）	193	204	187	185	193
	5年生（人）	97	93	98	89	88
	6年生（人）	49	56	55	60	56
	合計（人）	1,192	1,193	1,161	1,160	1,179
確保方策	合計（人）	1,192	1,193	1,161	1,160	1,179

(3) 子育て短期支援事業

事業概要等

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童または母子について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）があります。

利用実績は、年ごとのばらつきが大きくなっていますが、最近5年間で最も利用が多かった年の利用率を参照して、見込量を算出しています。

今後の方向性

現状どおり、児童養護施設や母子生活支援施設の4ヶ所（市外）に委託し、対応していきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	36	34	33	32	30
確保方策	(人日)	36	34	33	32	30

(4) 地域子育て支援拠点事業

事業概要等

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和4年度までは新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて利用が減少していましたが、その後回復しています。アンケート調査でも潜在的ニーズがあることが示されており、利用率の上昇を見込んでいますが、保育利用率の上昇も同時に見込まれることから、見込量は減少傾向となっています。

今後の方向性

市内5ヶ所での実施を継続し、子ども・子育て総合センターあいつくでは、その中核として事業を実施していきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用 人数	40,870	39,060	38,090	36,582	35,259
確保方策	(人)	40,870	39,060	38,090	36,582	35,259

(5) 一時預かり事業（幼稚園）

事業概要等

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

利用実績は増加傾向となっており、就学前教育無償化の影響で利用者が増加することが見込まれることから、利用率は増加傾向を見込んでいます。ただ、分母となる教育利用者数の減少が見込まれることから、見込量は減少傾向となります。

今後の方向性

現状どおり、1号認定の枠組みのなかで実施、対応していきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	18,102	17,028	16,054	14,688	13,100
確保方策	(人)	18,102	17,028	16,054	14,688	13,100

(6) 一時預かり事業 (幼稚園以外)

事業概要等

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となったことについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

令和5年度に利用が大幅に上昇しており、在家庭児の支援としても今後ニーズの増加が見込まれることから、利用率は上昇傾向を見込んでいますが、利用の中心となる教育・保育を利用していないこどもの数が減少する見込みのため、見込量は減少傾向となっています。

今後の方向性

現状どおり、各保育所やファミリー・サポート・センターで実施、対応していきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		4,850	4,581	4,398	4,184	3,975
確保方策	延べ利用者数 (人日)	4,850	4,581	4,398	4,184	3,975
うち保育所等		4,714	4,455	4,279	4,073	3,871
うちファミリー・サポート・センター		136	126	119	111	104

(7) 病児保育事業

事業概要等

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。利用実績は近年増加しており、アンケート調査においても潜在的ニーズが高いことがわかっていることから、見込量を増加傾向で算出しています。

今後の方向性

受入対応施設の拡充について、事業提供者の協力を求めています。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	154	163	168	174	178
確保方策	(人)	154	163	168	174	178

(8) ファミリー・サポート・センター事業（就学児童のみ）

事業概要等

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。利用実績増加傾向で推移しており、引き続き増加傾向を見込んでいます。

今後の方向性

現状どおり、ファミリー・サポート・センターで対応していきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	639	620	583	559	534
確保方策	(人)	639	620	583	559	534

(9) 利用者支援事業

事業概要等

一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こどもおよびその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

こども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供 および 必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■基本型：こどもおよびその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

■こども家庭センター型：すべての妊産婦およびこどもとその家庭等を対象として、さまざまな悩み等に円滑に対応できるよう、母子保健機能と児童福祉機能の両面からの支援を一体的に提供します。

今後の方向性

基本型を子ども・子育て総合センターあいっくに置き実施します。

また、こども家庭センター型は、「☆ゆめっく（保健センター）」「子ども・子育て総合センターあいっく」「こども子育て課」が連携して設置する「こどもファミリーセンター」により実施します。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施 計画	基本型（か所）	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型 （か所）	1	1	1	1	1
	合計	2	2	2	2	2

(10) 妊婦健康診査**事業概要等**

母子保健法第13条に基づき、妊婦 および 胎児の健康増進、母子ともに安全・安心な出産を目的として健康診査を行う事業です。人口推計に基づき利用者数

今後の方向性

現状どおり、妊娠届出を行った全世帯に対し、妊婦健康診査費用の助成を行っていきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数 (人)	412	399	382	371	357
	検診回数 (回)	5,088	4,928	4,718	4,582	4,409
確保方策	大阪府医師会・大阪府助産師会に委託して実施（府外受診も可能）					

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要等

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児およびその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。人口推計に基づき、対象人数を見込んでいます。

今後の方向性

現状どおり、生後4ヶ月までの乳児のいる、すべての家庭を訪問します。子ども・子育て総合センターあいくにおおいては、来館時に声掛けなどの見守り支援を今後も継続して行います。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	訪問件数 (人)	388	376	360	350	336
確保方策		388	376	360	350	336

(12) 養育支援訪問事業

事業概要等

児童の養育の支援が必要であるにもかかわらず、自ら積極的に支援を求めていくことが困難な状況等にある家庭に対して、社会福祉士、保育士、保健師、教育、児童福祉士、児童指導員等の資格及び経験を有するものの訪問による支援等を実施することにより、当該家庭が安定した児童の養育を行い、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

今後の方向性

専門職の訪問による支援等の実施により当該家庭が安定した児童の養育が行えるように事業を実施していきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数 (人)	8	8	7	7	7
確保方策	利用人数 (人)	8	8	7	7	7

(13) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

事業概要等

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を図るための取り組み、ネットワーク機関間の連携強化に関する取り組みを支援する事業です。

今後の方向性

児童虐待の早期発見・早期対応を図るために、ネットワーク関係機関構成員の専門性の向上や連携強化を図る取り組みを、府と連携しながら進めます。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要等

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後の方向性

子ども・子育て支援法に基づき、新制度未移行幼稚園に通う、低所得で生計維持が困難である者等のこどもの副食費の一部を補助していきます。

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要等

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

今後の方向性

今後においても、新たな民間事業者の参入は考えておらず、既存の認可施設での充実を図っていきます。

(16) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要等

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

今後の方向性

家事、子育て等の支援を通して、子育て家庭やヤングケアラーの当事者が自立して生活できるようにサポートプランをもとに、支援の役割を明確化し対象者の環境を整えていきます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用世帯数(世帯)	67	65	62	60	58
確保方策		67	65	62	60	58

(17) 児童育成支援拠点事業

事業概要等

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を提供し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、学習、相談、食事等の支援を行うとともに、児童と家庭の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。

今後の方向性

児童にとって安心して過ごすことができ、心身の安全が確保された場となるよう、また、児童自ら通い続けられるよう、児童の視点にたった居場所づくりをすすめます。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数 (人)	160	156	150	145	141
確保方策		160	156	150	145	141

(18) 親子関係形成支援事業

事業概要等

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるための育児講座を実施し、知識の習得のみならず同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、親の育児不安を軽減させ親自身が心身ともに安定してこどもにかかわれる状況をつくることで、親子の絆を深めること目的に行う事業です。

今後の方向性

初めて赤ちゃんを育てている保護者を対象とし、親の育児ストレスを軽減させ、親自身が心身ともに安定してこどもに関われる状況をつくることを目的とした「親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた!”」(BP1プログラム)実施します。また、こどもの成長に応じてこどもとのかかわり方や保護者自身の視点を変えるコツを伝える等、親も子も自己肯定感を持ち、自分らしい子育てを見つけることができるプログラムを実施します。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数 (人)	180	174	168	163	157
確保方策	利用人数 (人)	180	174	168	163	157

(19) 産後ケア事業**事業概要等**

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

今後の方向性

国から見込み等に関する手引きが示されていないため、現時点では記載していません

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数 (人)					
確保方策	利用人数 (人)					

4 教育・保育の一体的提供および推進体制の確保

本計画に基づき、保育所や認定こども園等が、地域の実情に応じた質の高い教育・保育が提供できるよう取り組みます。

就学前教育・保育と、地域子ども・子育て支援事業の効果的な提供により、就学前児童に係る施策における緊密な連携が図られ、幼児期教育から小学校教育（義務教育）との円滑な接続が可能となるよう取り組みます。そのため、就学前教育・保育施設教職員や子ども・子育て支援事業スタッフ等の合同研修の実施等、本市の実情を踏まえた共通の見通しの下に、教育・保育と子育て支援が行える環境整備を推進します。

また、小学校生活への円滑な接続に向け、保育所・幼稚園や認定こども園等と小学校との連携・情報共有や合同研修等を行います。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図ることを目的に、幼児教育・保育の無償化を実施するものであることから、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、円滑な実施の確保に向けた取り組みを行います。

第6章 計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検・評価

計画の適切な進行管理を進めるために、「河内長野市子ども・子育て会議」の意見を聴きながら、「教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」における、各年度のニーズ量と確保方策について、年度ごとの実施状況や進捗状況の管理および評価をし、この結果を公表するとともに、利用者の動向等を踏まえながら、翌年度の事業展開に生かしていくものとします。

2 国・府・関係機関との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や大阪府、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、こどもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策として、児童虐待防止・障がい児施策・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、大阪府や関係機関と連携し、推進していきます。

また、労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携として、大阪府や関係機関を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

3 評価指標

現在検討中

資料編

Ⅰ 河内長野市子ども・子育て会議条例（抄）

平成 27 年 3 月 25 日

条例第 1 号

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条の規定に基づき、河内長野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

（所掌事務）

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)等に関すること。

（組織）

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (5) 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

1003 会議資料

第7条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(河内長野市附属機関設置条例の一部改正)

2 河内長野市附属機関設置条例(平成24年河内長野市条例第35号)の一部を次のように改める。

(略)

(会議の招集に係る特例)

3 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

2 河内長野市子ども・子育て会議委員名簿

(任期：令和6年8月2日～令和8年8月1日、敬称略)

種 別	所 属	氏 名
1号委員	一般市民（公募委員）	古門 久美子
1号委員	一般市民（公募委員）	吉田 恵
1号委員	一般市民（公募委員）	富岡 祐子
1号委員	河内長野市PTA連絡協議会	藤井 さやか
2号委員	大阪大谷大学	河野 清志○
2号委員	大阪総合保育大学	渡辺 俊太郎◎
3号委員	民生委員・児童委員協議会	上田 雄三郎
4号委員	河内長野市民間保育園連絡協議会	九星 静
4号委員	河内長野市私立幼稚園連絡協議会	安本 親之
4号委員	河内長野市立小中学校校長会	北野 良和
5号委員	河内長野市商工会	飯田 裕香
6号委員	河内長野市社会福祉協議会	吉田 妙子

※氏名欄の◎は会長、○は会長代理

■異動等のあった前委員

種 別	所 属	氏 名
1号委員	河内長野市PTA連絡協議会	久堀 奈津美
4号委員	河内長野市立小中学校校長会	松原 澄規

4 用語解説

【あ行】

○赤ちゃんの駅

乳幼児とその保護者の外出中に、授乳やおむつ替えのため、気軽に立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、その周知に努めることで、子育て家庭の外出を支援するとともに、官民協働の取り組みとすることで、社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図るもの。登録施設には目印としてシンボルマークの看板やステッカーを掲示している。

○生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力のこと。

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力のこと。

○医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に、人工呼吸器による呼吸管理やたんの吸引等の医療的ケアを受けることが不可欠である児童。

○インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

○NPO

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション（Non Profit Organization）の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格（特定非営利活動法人）の取得が容易になった。

○親育ち

健全な子どもの成長のために、子どもの成長に応じた家庭での教育に取り組むため、保護者が自ら学び育つこと。

【か行】

○合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で状況に応じて行われる配慮や調整のこと。

○子育て

子どもが常に受け身で育てられるのではなく、子ども自身が、自らの力で心身ともに成長すること。

○子育てサロン

子育て中の親子が気軽に集まって、話をしたり遊んだり、地域で仲間づくりと情報交換ができる場所のこと。

○子ども・子育て総合センターあいく

本市の子育て支援の中核施設として、子育てに関する相談、0歳から就学前のこどもと保護者が利用できる遊びの広場や、子育てイベントの開催等を行っている。

○こどもファミリーセンター

児童福祉法に基づき設置される「こども家庭センター」の河内長野市における名称。従来の「子育て世代包括支援センター（☆ゆめっく☆）」、「子ども・子育て総合センターあいく」と「こども相談総合窓口（こども子育て課）」が連携し、妊娠期から出産・子育て期にわたり、切れ目のない一体的なサポートを行っている。

【さ行】

○サポートブック「はーと」

成長していく上で細やかな配慮などが必要な子どもたちが、乳幼児期から成人期までのライフステージで途切れることなく一貫した支援を受けられることを目的に、保護者と関係機関が子どもの情報を共有すると共に、思い出をつづり将来にわたって子どもや周囲の人へのメッセージを伝えるために作成するファイル。

○ジェンダー

社会や文化のなかで作られた、性別に対する考え方。または日常生活の中で社会的に認識される性別のこと。

○社会移動

転入・転出による人口の変動のこと

○重層的支援体制整備事業

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている現状を踏まえ、相談や困りごとを市町村の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを目的として、令和3年度に開始された事業。多機関の連携による属性や世代を問わない包括的な相談支援体制づくり、支援を必要とする人のニーズに対応した支援の

体制づくりを通じた参加の支援、住民同士の顔の見える関係の育成や地域課題への取組を推進する地域づくりの3つの支援を一体的に実施する事業。

○ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度のこと。

○スクールカウンセラー

小・中・高等学校に配置される、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家のこと。児童生徒や保護者等の不安や悩みに対してカウンセリングを行い、臨床心理士の視点から保護者や教師に子どもへのかかわり方を助言したりすることを主な目的とする。

○スクールソーシャルワーカー

学校に配置される専門職で、児童・生徒が直面する様々な問題に対し、保護者や学校、関係機関などと連携をとり、周囲の環境に働きかけて課題解決を目指すことを主な業務とする。

○生活困窮者

生活困窮者自立支援法では、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されており、生活保護の対象者だけでなく、現在は生活保護を受けてはいないけれども、将来的には受給対象者になるおそれのある人を含めている。

○青少年リーダー

主に小学生を対象に、ゲームや野外活動の指導をする青少年のボランティアのこと。

【た行】

○確かな学力

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

○地域資源

支援のニーズを充足するために、地域において活用できる様々な物資や人材、制度、技能の総称。行政などから提供される制度サービスなどのフォーマルサービスと、近隣の人々や友人などのインフォーマルサービスに分類される。

○DV (Domestic Violence)

家庭内暴力と直訳される。一般的には、家庭内に止まらず親密な関係における男女間での暴力を意味する。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。

○特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

○特定妊婦

出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。

【は行】

○バリアフリー

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

○放課後子ども教室

放課後や週末に子どもの居場所や、学習・体験の場を提供するため、主に学校の校庭や教室を活用して、地域住民の協力によって学習活動や各種の体験活動を行う事業。

○ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチ

ポピュレーションアプローチとは、集団全体に対して支援や働きかけを行い、全体として健康リスクや疾病率を低下させる取り組み。ハイリスクアプローチとは、特に重度の健康リスクを抱えている人を抽出し、個別に働きかけてリスクを低下させる取り組み。

【や行】

○ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

○要保護児童対策地域協議会

児童虐待などの要保護児童の問題に対し、地域の各関係機関および団体間における連携および連絡を密にし、適切な対応を行うため、児童福祉法第 25 条の 2 の規定により設置された機関。

【ら行】

○療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

○労働力率

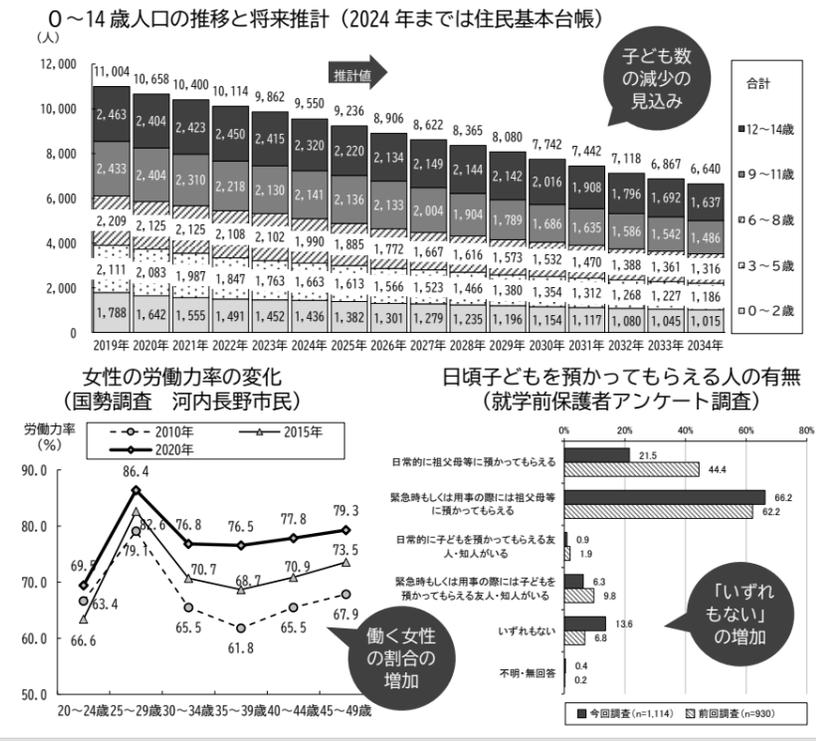
労働力人口（就業者数と完全失業者数の合計）が15歳以上の人口に占める割合。

策定の趣旨と背景

- ◆令和5年4月「こども基本法」の施行、令和5年12月「こども大綱」の閣議決定
- ◆これからの子育て支援施策は、成長過程にある若者の支援を含め、こども・若者を権利の主体として認識し、その最善の利益を図るという観点から総合的に取り組む必要性
- ◆こども・若者支援や子育て支援の総合的な指針としての新たな計画として、「河内長野市こども計画」を策定

各種統計・アンケート調査からみた現状と課題

- ◆少子化と人口減少の継続、出産年齢の女性人口の減少
- ◆女性の労働力率の上昇、保育ニーズの増加
- ◆希望するこども数の減少傾向
- ◆子育ての孤立や育児不安、周囲の支援を受けにくい状況の中で子育てをしている人が増加している可能性
- ◆病児保育、一時預かり、地域子育て支援拠点事業等の潜在的ニーズに応える体制づくりが必要
- ◆若者が将来に明るい展望を持ちにくい状況



計画の策定体制

- ◆子育て中の保護者のニーズ、こども・若者自身の意見やニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とするために各種のアンケート調査を実施
- ◆公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「河内長野市 子ども・子育て会議」で計画の内容を審議

基本理念

すべてのこども・若者が個人として尊重され、親子が夢を持って共に育つまち・河内長野市

基本的な視点

- ①こども・若者が自分らしく成長できる環境づくり
- ②親をはじめとする周囲の大人がともに学び育つ地域づくり
- ③こども・若者の育ちと最善の利益のために協働するまちづくり

基本目標と分野別施策

基本目標1：こども・若者の育ちをともに支える社会の形成

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 こども・若者の権利擁護の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○こどもの人権の尊重 ○児童虐待防止の推進 ○社会参画や意見表明の機会の充実 等 2 多様な体験の機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ○こども・若者の体験・活躍の機会の提供 ○自然体験・ボランティア体験等体験活動の機会の充実・拡大 等 | <ol style="list-style-type: none"> 3 切れ目のない保健・医療の提供 <ul style="list-style-type: none"> ○小児救急医療体制の充実 ○思春期における心と身体の健康づくりの推進 等 4 こどもの安全・安心な環境づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ○地域の総合的な見守りネットワークの充実 ○こどもが健やかに育つ環境づくりの推進 等 |
|---|--|

基本目標2：多様なニーズに対応した支援の充実

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 障がいのあるこども・若者とその家庭への支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○障がいのあるこども・医療的ケアを必要とするこども等の相談・療育の充実 等 2 こどもの貧困対策の推進（こどもの貧困対策計画） <ul style="list-style-type: none"> ○こども食堂をはじめとした地域食堂への支援 等 | <ol style="list-style-type: none"> 3 支援を必要とするこども・若者を支える体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ○不登校の支援 ○ヤングケアラーの実態把握と支援 ○社会的養護を必要とするこども・若者の支援 等 |
|---|---|

基本目標3：ライフステージに応じた成長の支援

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 こどもや母親の健康づくりの充実 <ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児・保護者への支援 ○妊産婦への支援 等 2 就学前教育・保育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○幼児期の教育の推進 ○保育内容の充実 等 3 こどもの生きる力の育成に向けた教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○確かな学力と豊かな心を育む教育活動の推進 ○健康や体力を向上する活動の推進 ○放課後児童会の充実 等 | <ol style="list-style-type: none"> 4 こどもの居場所づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の利活用の推進 ○放課後児童対策の推進 等 5 食育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○健康的な食生活の支援 ○地産地消の推進 等 6 次代を担う若者の育成 <ul style="list-style-type: none"> ○結婚・子育ての希望をかなえやすい社会の形成 等 |
|--|--|

基本目標4：子育ての担い手への支援とそれを支える地域づくり

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 家庭における子育て・子育て力の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○総合的な子育て支援ネットワークの構築 等 2 地域の子育て力の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○地域の子育て支援の場の充実・拡大 ○共働き・共育の推進による、男女共同参画意識の醸成と啓発 等 | <ol style="list-style-type: none"> 3 子育てへの経済的負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ○子ども医療費助成事業 ○就学援助事業の推進 等 4 子育てと仕事の両立支援 <ul style="list-style-type: none"> ○保育ニーズへの対応 ○ワーク・ライフ・バランスの推進 等 5 子育てを支援する生活環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○良好な居住環境の確保 ○公園等の整備 等 |
|---|---|

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- ◆教育・保育提供区域の設定
行政区1圏域を教育・保育提供区域の基本とした上で、需要分析を行い、必要な事業の確保を進める
- ◆教育・保育の量の見込みと提供体制の確保
保育ニーズの増加傾向と少子化の動向を踏まえて教育・保育の量の見込みと確保方策を設定
- ◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保
各事業の利用動向や潜在的なニーズを踏まえて、量の見込みと確保方策を設定

河内長野市子ども・子育て会議委員名簿

(任期)令和6年8月2日～令和8年8月1日

種 別	所 属	氏 名	備 考
1号委員	一般市民(公募委員)	古門 久美子	
1号委員	一般市民(公募委員)	吉田 恵	
1号委員	一般市民(公募委員)	富岡 祐子	
1号委員	河内長野市PTA連絡協議会	藤井 さやか	
2号委員	大阪大谷大学	河野 清志	
2号委員	大阪総合保育大学	渡辺 俊太郎	
3号委員	民生委員・児童委員協議会	上田 雄三郎	
4号委員	河内長野市民間保育園連絡協議会	九星 静	
4号委員	河内長野市私立幼稚園連絡協議会	安本 親之	
4号委員	河内長野市立小中学校校長会	北野 良和	
5号委員	河内長野市商工会	飯田 裕香	
6号委員	河内長野市社会福祉協議会	吉田 妙子	

○河内長野市子ども・子育て会議条例

平成27年3月25日 条例第1号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、河内長野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）等に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (5) 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。